

3章 取り組みの進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

小金井では、学校、大学、市民団体をはじめとし、さまざまな団体や機関が、環境学習や環境保全に取り組んでいます。それらのさまざまな主体の連携をはかり、小金井らしい創造的な環境保全活動を一層進めていくことが今の小金井の課題です。そのために、小金井市環境基本条例で大きな柱の一つとされている「環境学習」に全市で取り組み、また環境保全の活動を行っている主体間をつないだり、さまざまな主体の力が最大限に発揮されるようにコーディネートしたりしていきます。また、これらのことを支えるために、情報を誰もが活用しやすい形での情報発信や、情報を行動に結びつける工夫を行います。

1-1 環境学習の推進

小金井全体で環境学習を進めていくために、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、学校、公民館などをつなげます。それらの主体が中心となって、小金井らしい環境学習の構想や計画をつくり、体験や技術・技能を重視したプログラムづくりや人材育成を進めます。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
指導室	環境学習実施学校数・学級数	学校数	14	H16～H19
指導室	環境学習実施学校数・学級数	学級数	218	H16～H17
			213	H18
			221	H19

*この指標は、環境学習の取り組みだけでなく、児童（生徒）数の増減に伴う小中学校全学級数の変動も数値の増減に影響します。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
環境学習に関する情報を共有する媒体の整備	環境政策課 環境係	課のホームページを充実し情報を発信していきます。
環境学習や交流のための場・拠点の整備	環境政策課 環境係	☆今後、活動の拠点を確保します。
環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくり	環境政策課 環境係	人材、団体の把握に努めます。

環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくり	生涯学習課	人材、団体の把握に努めます。
環境教育・学習推進計画の策定	指導室	各学年の教育課程において「総合的な学習の時間」の中に計画 ☆学校農園での栽培やビオトープについては、各学年の教育課程(生活科、理科、家庭科、食育等)として位置づけられ、それらを発展的にとらえ「総合的な学習の時間」の中で、環境学習としても関連付けています。
学習活動のリーダーやコーディネーターとなる人材育成		今後検討します。
環境学習関連資料の整備、提供	指導室	環境副読本「こがねい」小学校低学年、中学年、高学年、中学生用を使用。環境副読本作成委員会にて内容修正・編集等を行います。 (副読本作成事業)
環境学習関連資料の整備、提供	図書館	環境政策に関する蔵書を整えます。 ☆環境学習に親しめるように、子どもから大人まで幅広く資料を用意しています。
体験学習や観察会、講座、講習会の開催	指導室	小学校では生活科や理科、総合的な学習の時間に栽培活動のカリキュラムを設けています。
体験学習や観察会、講座、講習会の開催	公民館	異世代交流講座「自然をもっと感じよう」 シルバー大学「地球温暖化と異常気象」「野外研修ごみ処理場見学」「バイオ燃料・エタノールとは」 男女共同参画講座「風呂敷でおしゃれにエコライフ」 市民講座「地球を守る、くらしを守る」
体験学習や観察会、講座、講習会の開催	環境政策課 環境係	環境市民会議と共催による環境講座等の開催をします。

1-2パートナーシップ・ネットワークづくり

さまざまな団体や個人の活動をつなぎ、ネットワークを活かしてより大きな動きをつくっていくためのコーディネート機能を重視します。市が自らコーディネート機能を担うとともに、コーディネーターの養成や支援も行います。また、広域的な連携による環境保全にも取り組みます。地域の課題を地域自らが解決していかれるよう、地域コミュニティの活性化や、地域コミュニティと市民活動団体との連携などを進めます。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
環境市民会議などを通じた主体間のコミュニケーションの促進	環境政策課 環境係	講座、学習会等行事を協働で行っています。 環境博覧会、施設見学等を開催

コーディネート機能を発揮できる人材の確保・養成	環境政策課 環境係	☆講座等を開催し、人材育成をしていきます。
コーディネーターが活動しやすい環境整備	環境政策課 環境係	野川周辺の環境整備をしていきます。
市民・事業者・行政などとの情報共有や意見交換の仕組みの整備	環境政策課 環境係	環境博覧会を開催しています。
環境市民会議の活動支援	環境政策課 環境係	活動を支援します。 平成18年度から補助金制度を創設しています。
自治会・町会を基盤とした活動の支援(助成等)		今後検討します。
地域での景観や緑化等のルール作り支援		今後検討します。
地域コミュニティとさまざまな活動団体との連携促進		今後検討します。
広域的な連携を推進するための環境整備	環境政策課 環境係	野川を通して環境団体、他市等と連携し環境整備を行っています。
広域的な環境問題に対応するための他地域との連携	環境政策課 環境係	野川や国分寺崖線などの水や緑のつながりを保全するため、他地域や様々な主体との連携を進めます。

1-3 情報の積極的な活用

誰もが情報を積極的に活用できるような環境づくりを進めます。また、情報を行動につなげることが大切であるため、取り組みの効果が実感できる、経済的メリットや精神的満足感が得られる、楽しい、などの動機付けを工夫した行動促進の仕組みを考えます。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
利用者が活用しやすい環境情報の収集・整備・提供	環境政策課 環境係	ホームページ等を充実し情報を発信していきます。
市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信の検討	環境政策課 環境係	ホームページ等を充実し情報を発信していきます。
双方向のコミュニケーションの促進		今後検討します。
市民団体等の活動内容の情報発信支援	環境政策課 環境係	環境市民会議と環境博覧会を開催し、環境団体等が交流を行い情報の発信の場となっています。
情報から行動につなげる参加しやすいプログラムづくり		今後検討します。
エコマネーや、表彰制度などインセンティブを盛り込んだ環境行動促進の仕組みづくり	環境政策課 環境係	環境賞により表彰を実施しています。 ☆引き続き実施していきます。

◆取り組みの進み具合

この章に関する取り組みとして小金井市環境市民会議と協働で、環境博覧会を開催しています。

環境博覧会は、市民、教育関係者、環境団体等のつながりを持ち、環境保全について交流を深めていく場としています。

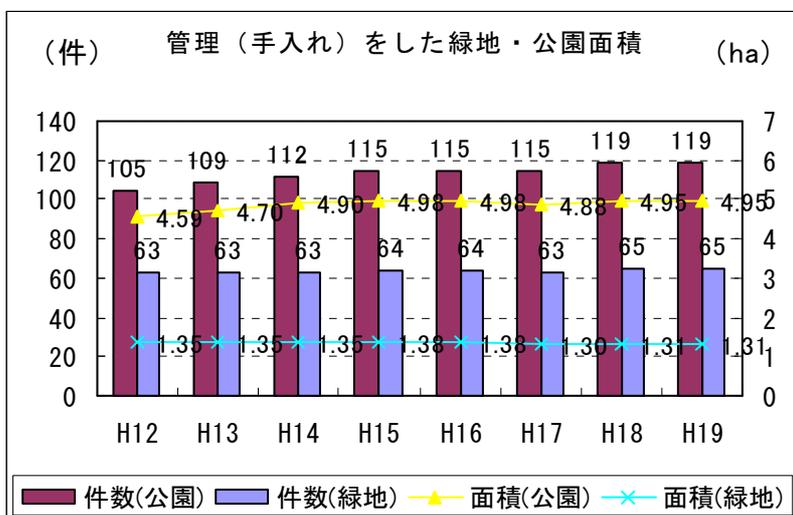
2. 緑を守り育てる

緑に恵まれた小金井ですが、農地・宅地などの緑が減少を続けており、あらゆる方策を活用しながら残していかなければなりません。また、公園や樹林地を適切に管理することや、植樹や施設緑化などにより新しく緑を増やしていくことも、これからの小金井の大切な課題です。緑を守り育てるためには、全ての主体が協力しあって進めることが必要で、そのために市全体の緑の保全方針を早期に明確にすることが不可欠です。

◆ 点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 緑と公園係	緑被率	%	29.5	H10
環境政策課 緑と公園係	緑被面積	ha	334.69	H10
環境政策課 緑と公園係	地域に対する緑地面積の割合	%	30	H10

※これらの点検指標項目のデータは、いずれも緑の基本計画策定時に計測されたものです。その後新たな調査は行っていません。



(資料：環境政策課緑と公園係より)

2-1 緑の保全

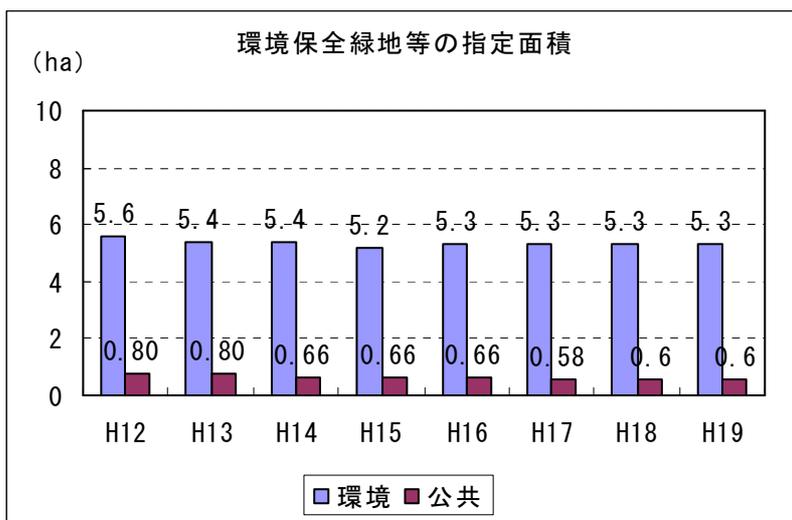
大規模な公園緑地など持続性が保証された緑地の適切な管理や整備を行います。

民有地の緑は、相続の発生などにより急速に減少していくおそれがあります。また、公園や樹林地などで管理が十分行われていないところもあります。重点的に保全すべき緑など保全方針を明らかにし、さまざまな指定制度の活用や、公的資金・市民の寄付などによ

環境の買い取り、市民による維持管理の参加・支援などを組み合わせて緑を守っていきます。条例や計画など市独自の緑の基準づくりも検討します。

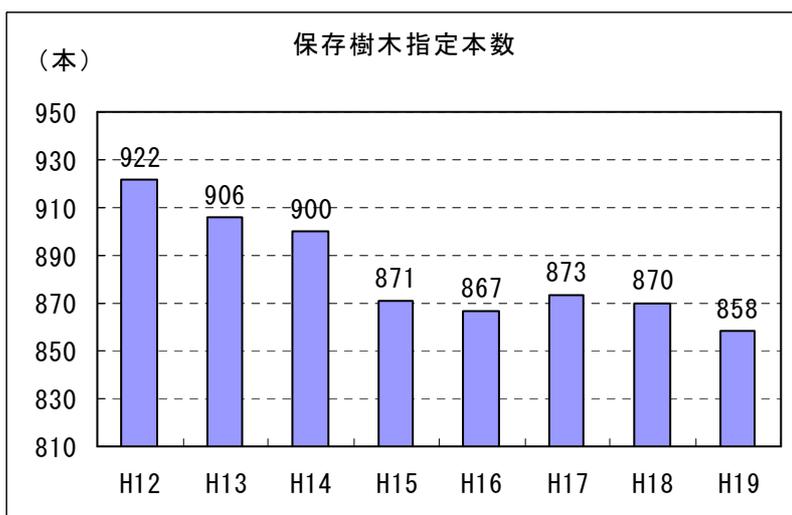
◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 緑と公園係	緑化基金の活用状況	千円	780	H12
			480	H13

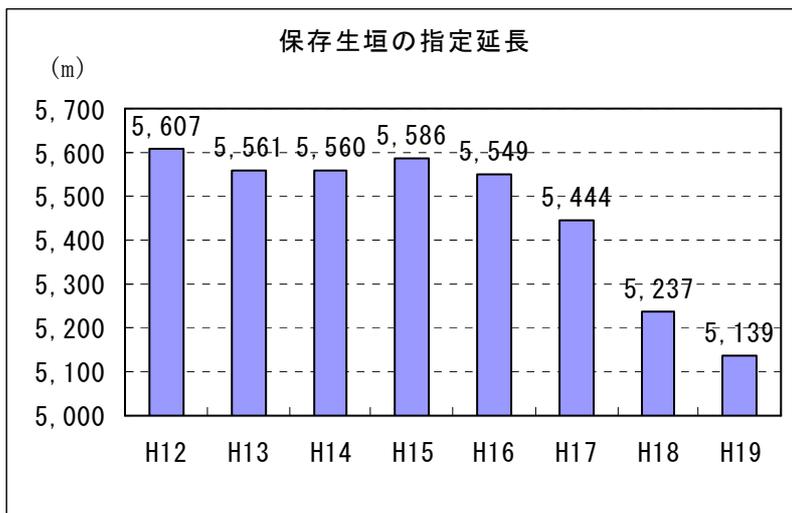


*環境保全緑地は、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」の規定に基づき、緑地に指定した土地所有者と緑地保全協定書を締結し、助成措置を講じて保全を図るものです。
(資料：環境政策課緑と公園係より)

環境緑地は、現状のまま保全を確保される、概ね500平米メートル以上の樹木の集団
公共緑地は、公共の用に供されることが確約されている概ね500平方メートル以上の土地



保存樹木は、地上1.5mの高さにおける幹周が1.5m以上、高さが10m以上の樹木
(資料：環境政策課緑と公園係より)



(資料：環境政策課緑と公園係より)

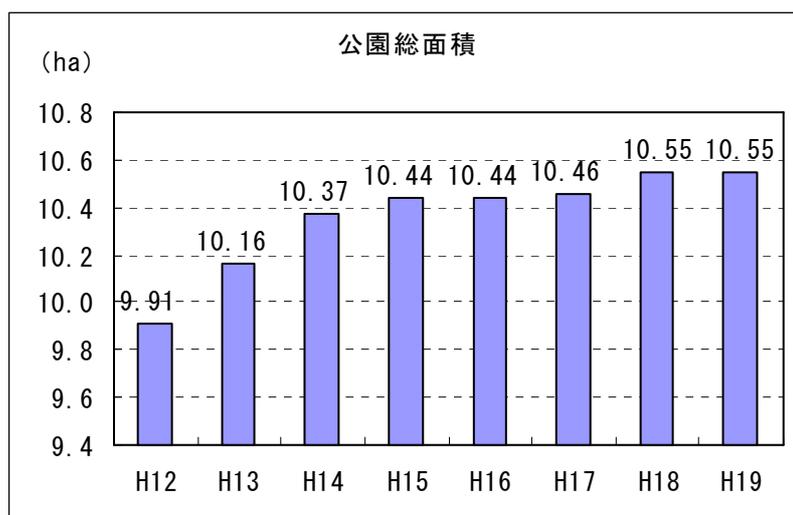
取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
緑の基本計画の推進などによるまとまった緑地の保全	環境政策課 緑と公園係	国分寺崖線の緑が面的に確保されるよう努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにします。 ☆市の条例により保全した土地の一部を東京都の条例の国分寺崖線保全地域の指定用地としました。
緑の現況に関する調査	環境政策課 緑と公園係	平成22年に向けて基礎データの調査に努めます。
計画的な民有地の緑保全の方針検討		今後検討します。
緑地保全地区等保全緑地の指定、指定基準の見直し	環境政策課 緑と公園係	緑の現況に関する調査結果等も参考にしながら、本市の特徴的な地形であるはけの緑の保全や緑のネットワークづくりに沿った緑地の保全に努めます。
風致地区、景観整備地区等の指定による民有地の緑の保全	都市計画課	今後検討します。
保存生垣指定や保存樹木指定等の制度の活用と見直し	環境政策課 緑と公園係	保存樹木の内一定規模の巨樹のリストを作成します。
市民参加による緑地保全のしくみづくり	環境政策課 緑と公園係	公共緑地の生物、植物、樹種等の調査を市民参加で行うなどの取り組みを進めます。
緑化基金等公的資金による買い取り		今後検討します。
民間資金による買い取り制度の整備	環境政策課 緑と公園係	今後の検討課題とします。
条例等の規制措置の可能性検討		今後検討します。

情報公開		今後検討します。
宅地開発等指導要綱による緑地保全	再開発課	小金井市宅地開発等指導要綱第5第3(1)、(2)に基づき緑地保全に努めています。
緑地保全についての地区計画等の策定促進	まちづくり推進課	今後検討します。
市民や専門家と連携した緑地の保全・整備方針の検討	環境政策課 緑と公園係	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていきます。
市民参加による公園、樹林地の管理活用	環境政策課 緑と公園係	清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進します。
市民緑地制度の活用可能性検討	環境政策課 緑と公園係	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討します。
公園緑地など公的管理の適正な運用	環境政策課 緑と公園係	清掃、剪定等日常の維持管理と計画的な整備の推進により、効率よく適正な管理をまいります。
新たな公園緑地の確保	区画整理課	事業の進捗にあわせ計画的な公園の整備に取り組んでいきます。

2-2 緑の創造

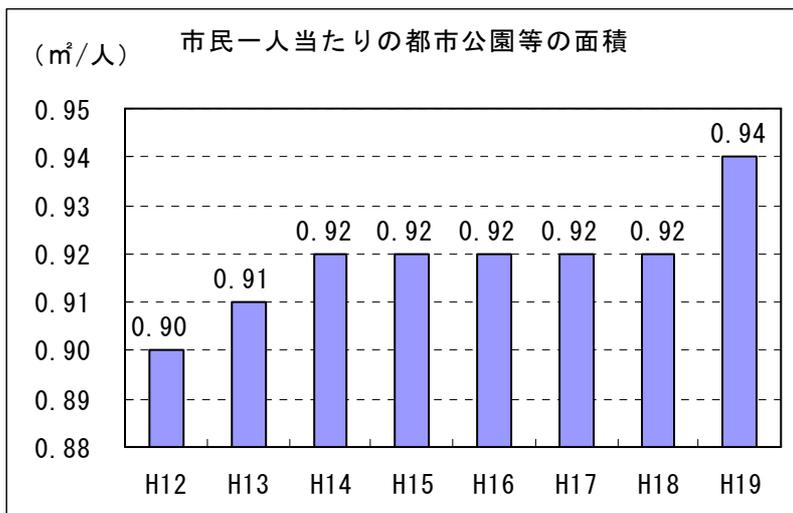
新たな公園整備、敷地や建物の緑化などを進めます。緑化にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、地域の生態系に望ましい植物種を選ぶ配慮などを重視します。緑化の努力に対する助成や表彰なども行っていきます。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

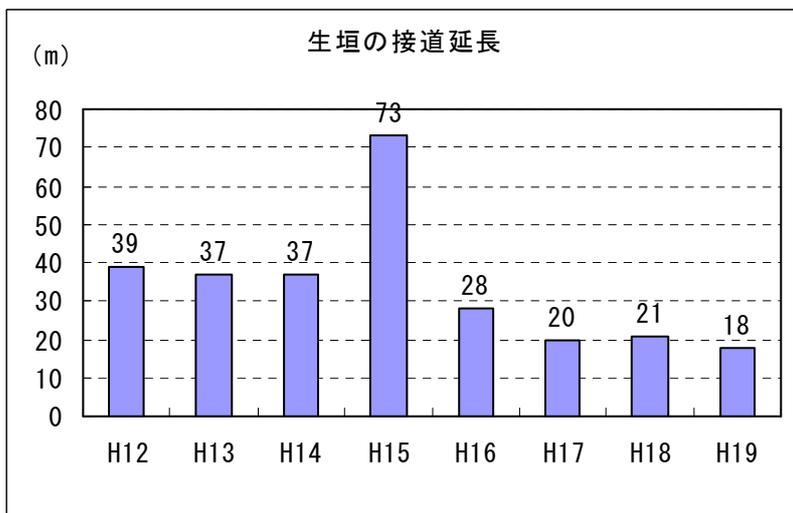


(資料：環境政策課緑と公園係より)

第3章 取り組みの進捗状況



(資料：環境政策課緑と公園係より)



(資料：環境政策課緑と公園係より)

担当	指標名	単位	数値	年度
道路管理課	街路樹で緑化された道路の整備	m	7500	H12~18

◆取り組みの進み具合

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
公園整備事業による緑地の確保	環境政策課 緑と公園係	今後の検討課題とします。
緑の基本計画等による計画的な緑地の配置	環境政策課 緑と公園係	まちづくり事業等の推進と調和をとりながら、適宜整備を図っていきます。
学校・公共施設の緑化推進	教育委員会 庶務課	第二小学校の運動場に芝生化するための設計を行います。 (ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習

		効果や地域でのコミュニティー形成などに資する。) 緑小学校の壁面緑化を行っています。(夏場の日差しが和らぐ、教室内の温度が下がる等の成果が得られる。)
普及啓発や助成等による住宅・地域の緑化促進		今後検討します。
事業所、大型店舗の緑化協定等による緑化促進		今後検討します。
屋上緑化、壁面緑化、生垣への助成支援	環境政策課 緑と公園係	生け垣造成による接道緑化助成をします。
ポケットパークなど中心市街地の緑化支援		今後検討します。
沿道緑化の推進	道路管理課	今後検討します。
鉄道施設の緑化	道路管理課	今後検討します。

2-3まちづくりにおける農の活用

農業者や農業団体、農業委員会、市民などが連携して、農をまちづくりの中に位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐をもって農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、安心でおいしい食糧の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みが受けられるようにします。

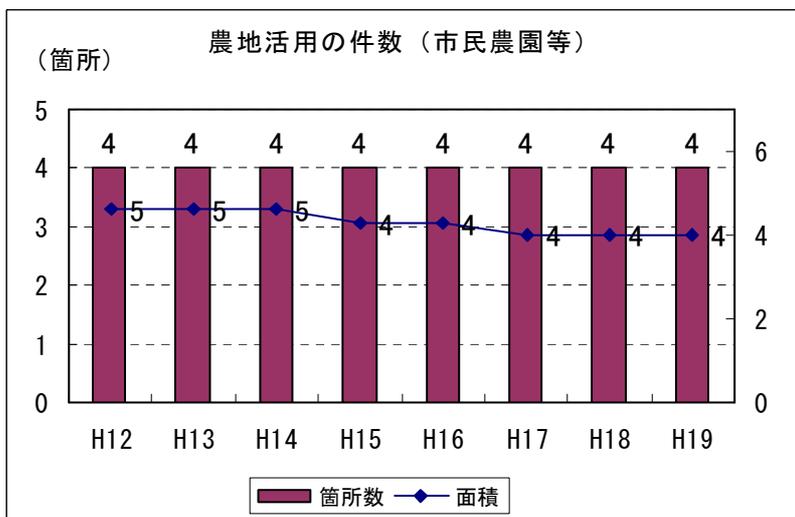
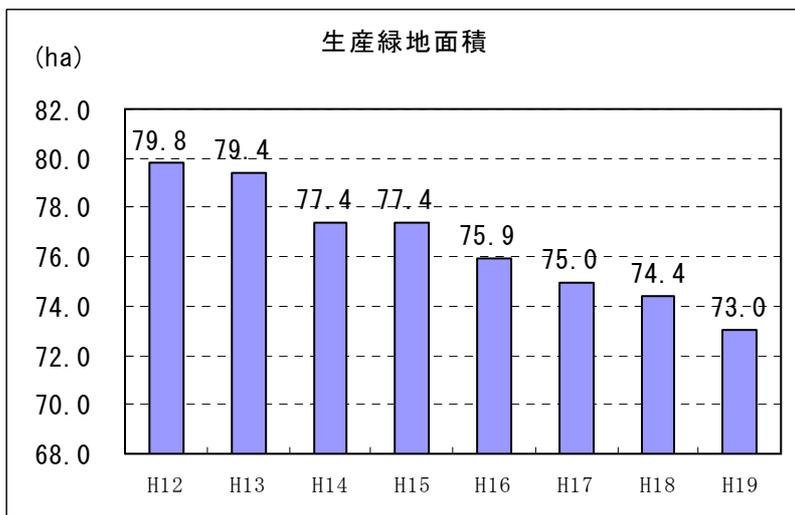
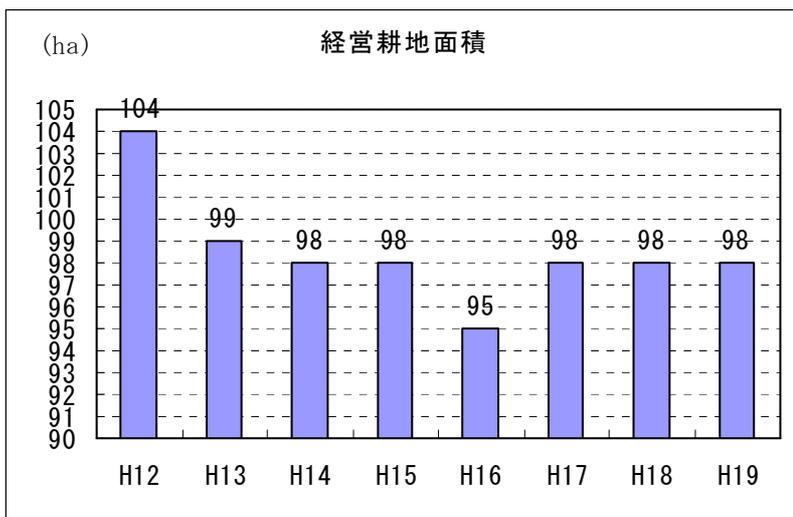
農業者と一般市民との顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援・育成や、援農や交流の仕組みづくり、営農の継続が難しい農地の市民農園や公園化などに取り組みます。

また、在来品種の保存に取り組み、生物多様性と地域の文化の保全を目指します。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
農業委員会	農家数	戸	197	H12～19

第3章 取り組みの進捗状況



取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
農業の担い手の支援・育成	経済課 農業委員会	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図ります。 ☆講習会終了者の担い手育成を図ります。
生産緑地の保全	環境政策課 緑政係	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園としての整備を図ります。
市民と農業者の連携による 援農と交流のしくみづくり	経済課 農業委員会	平成15年に体験型市民農園を開園 ☆体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深めています。
借地契約等による市民農地 や公園の開設	経済課 農業委員会	園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。 農業公園については、環境部とマッチングした施策を構築します。
買い上げによる保全・活用	経済課 農業委員会	検討します。 農業委員会を含めて対応します。
大学、農家等が連携した固有種 の保全	経済課 農業委員会	上部機関の指針を持って対応します。 農業委員会を含めて検討します。
環境保全型農業事業の促進	経済課 農業委員会	検討します。 農業委員会を含めて対応します。
地場野菜の利用、流通支援 等による地産地消の促進	経済課 農業委員会	1日生活教室を通じ、庭先販売の地場野菜を使った料理講習会を開催しています。 ☆講習会は毎回好評であり、地場野菜への興味を促すと共に、新たな作物を小金井のブランドとすることを模索しています。

※市内の農産物庭先販売所数 51 店舗（平成19年度）

梶野町	桜町	関野町	中町	貫井北町
10	1	10	4	5
貫井南町	東町	本町	前原町	緑町
2	9	2	2	6

◆取り組みの進み具合

緑の保全・創造の章として、平成18年度に梶野広場を取得しました。今後市民と計画を進めていきます。

3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

緑とともに水にも恵まれた小金井ですが、現代の急速な都市化は、水の水循環に大きな障害を生じさせています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって河川の水量が減少し、また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。河川の水質では、一定量以上の降雨時に下水の越流水が排出され河川を汚すという問題が残されています。

環境基本計画の水に関する第3章第3節は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を兼ねており、専門家の調査や提言に基づいて具体的な施策や取り組みの方向を示しています。水循環の仕組みを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、水循環の回復・実現に向けたこれらの施策や取り組みを実践していきます。

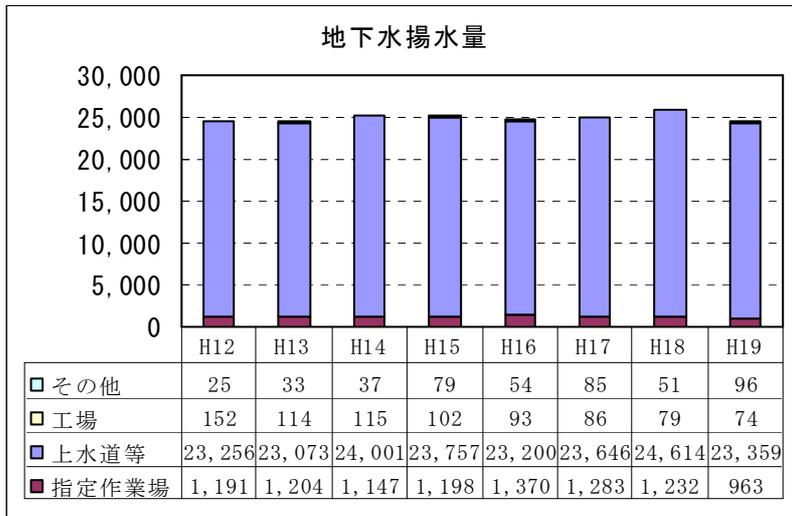
3-1 地下水・湧水に関する現況把握

地下水・湧水の保全を進めるために、水循環の仕組みや水環境の現況を把握します。地下水位、地下水の流れ、地下水脈、湧水の湧出量や水質、野川の水量や水質、井戸の状況などについて定期的・継続的なモニタリングの体制を整えます。また、地下水の流れを把握するための観測井を設置します。

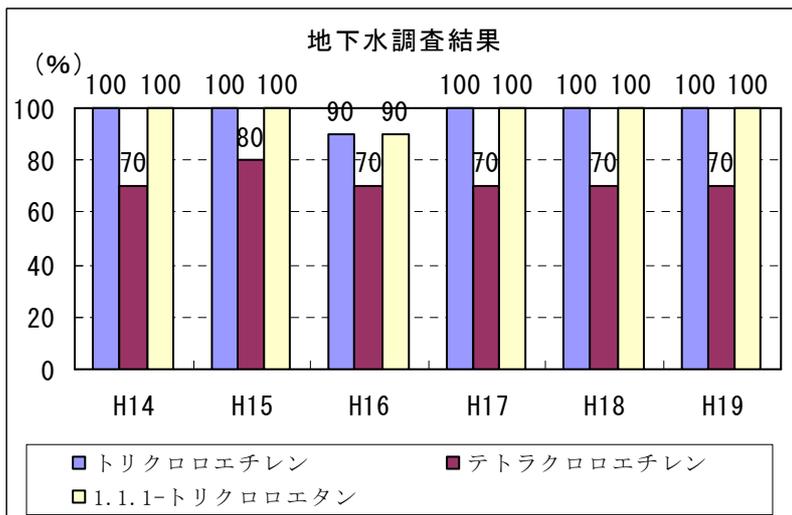
調査・収集したデータをもとに、市域の水収支の把握と分析を行って水環境保全の方策検討に役立てるとともに、データや専門家による調査結果などはわかりやすい形で公開・活用していきます。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 環境係	湧水調査地点数	個所	5	H12~19

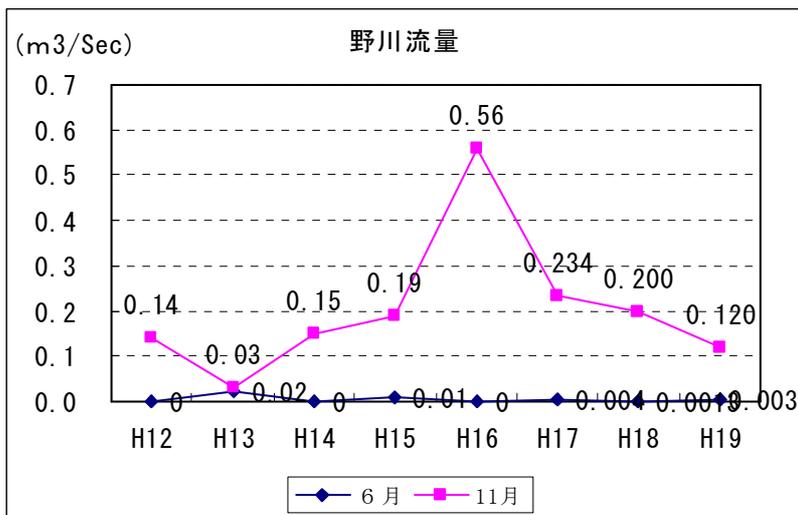


*この点検指標項目は東京都報告データのため、年の報告を使用しています。
 (資料：水道課、環境政策課より)

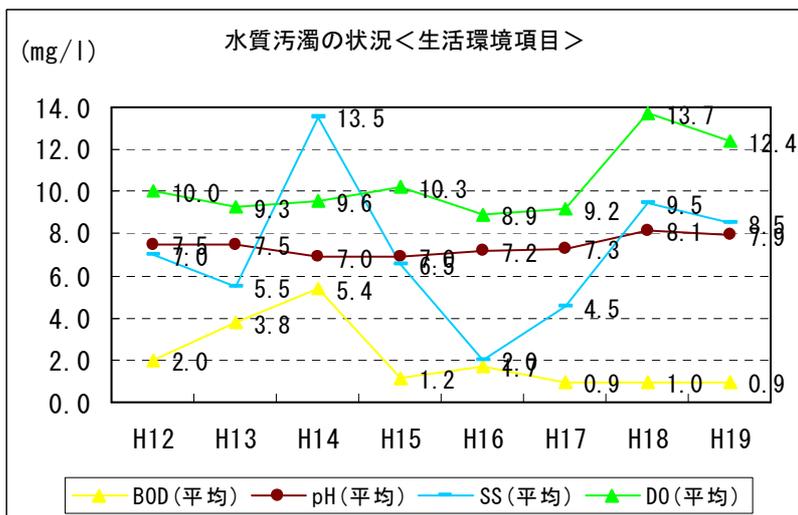


*この点検指標項目のデータは、環境基準の達成率を示しています。
 (資料：環境政策課水質監視測定)

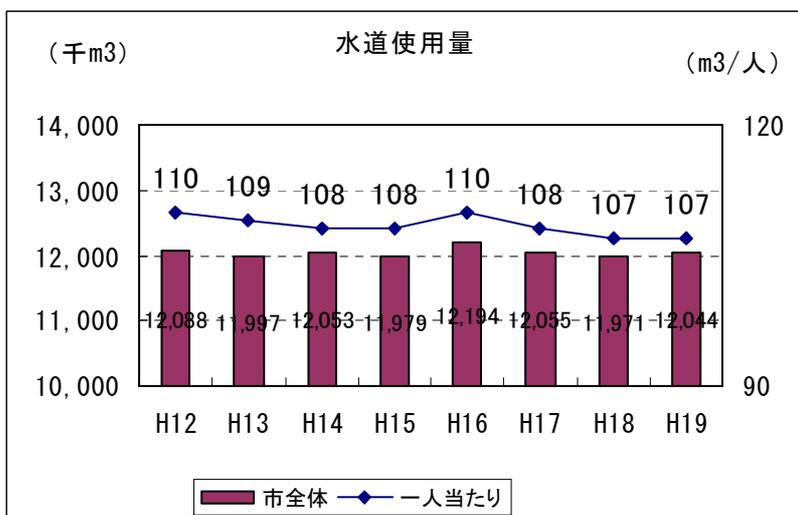
第3章 取り組みの進捗状況



場所東町1丁目 野川柳橋下
(資料：環境政策課)



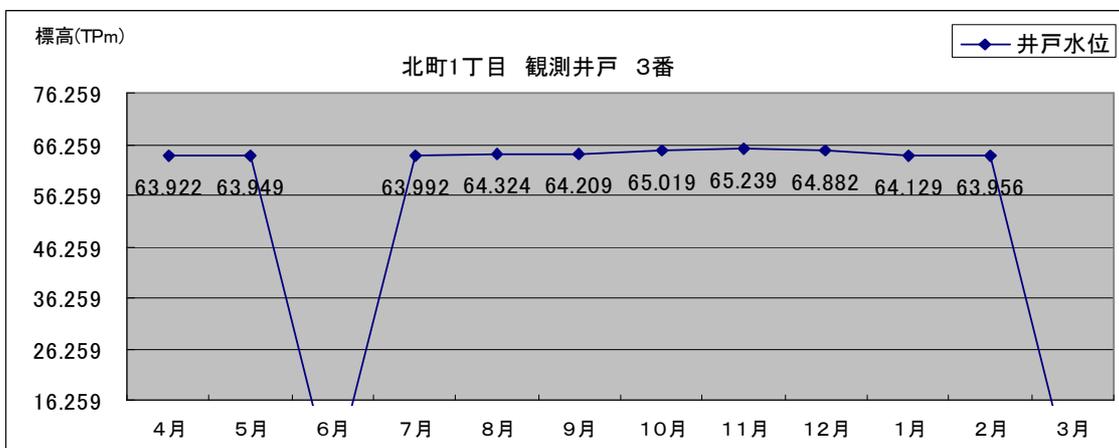
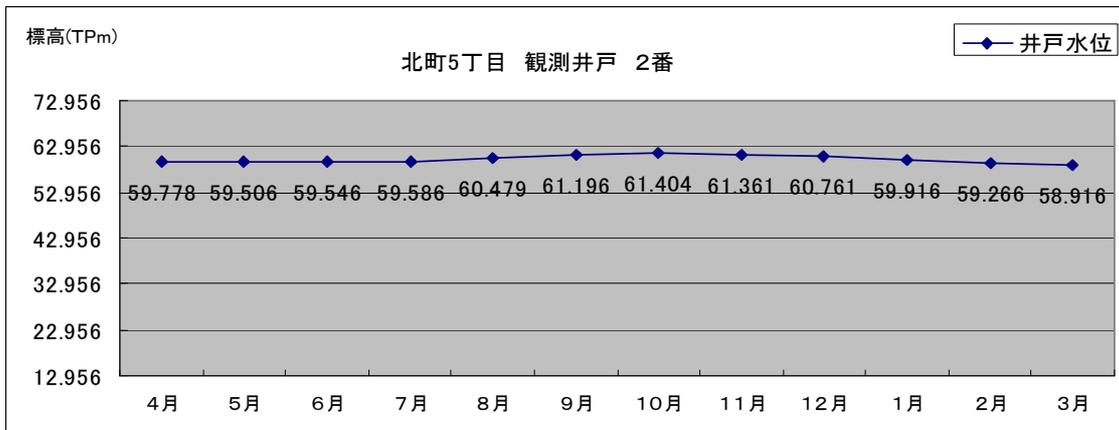
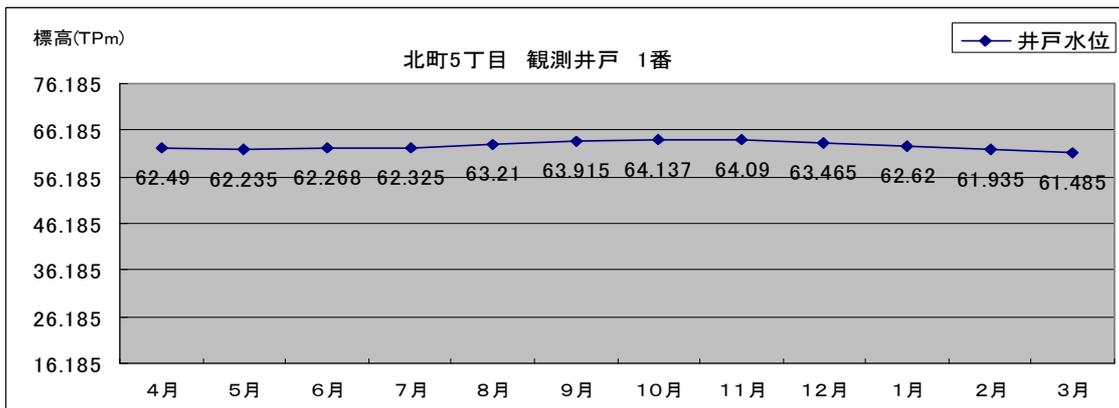
BOD：生物化学的酸素
要求量
PH：水素イオン濃度
SS：浮遊物質
DO：溶存酸素
(資料：環境政策課)



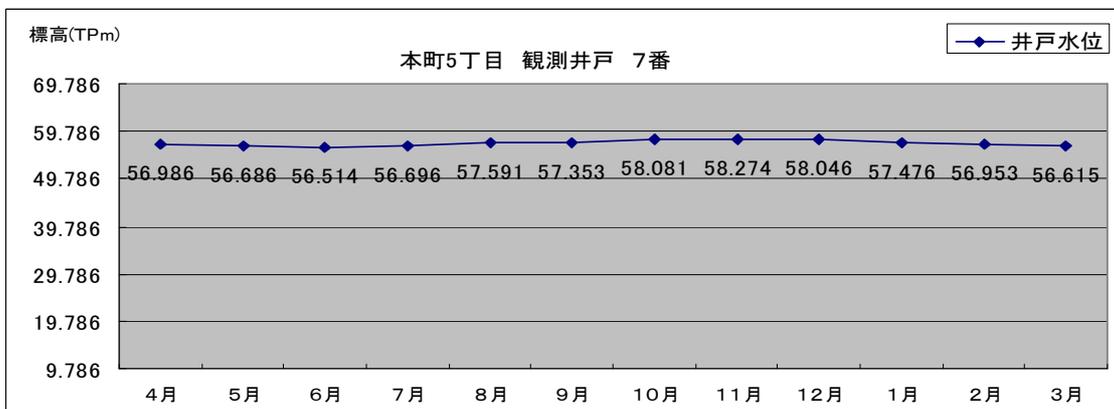
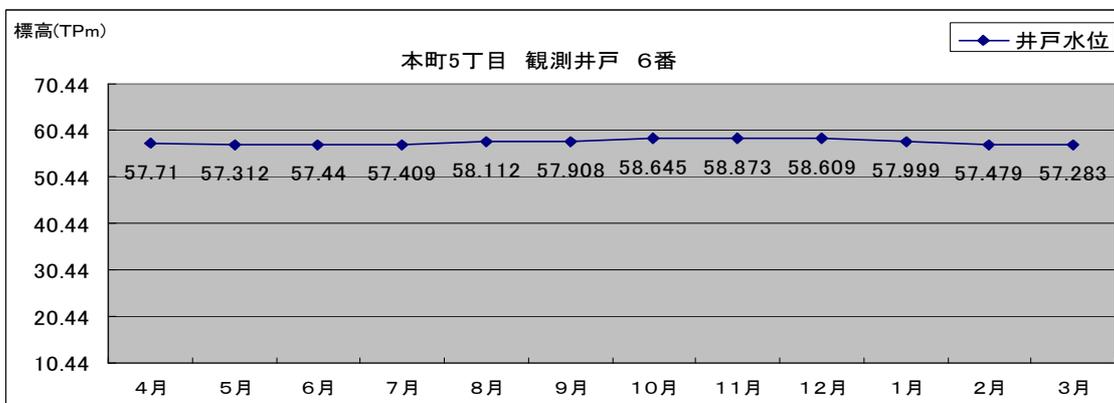
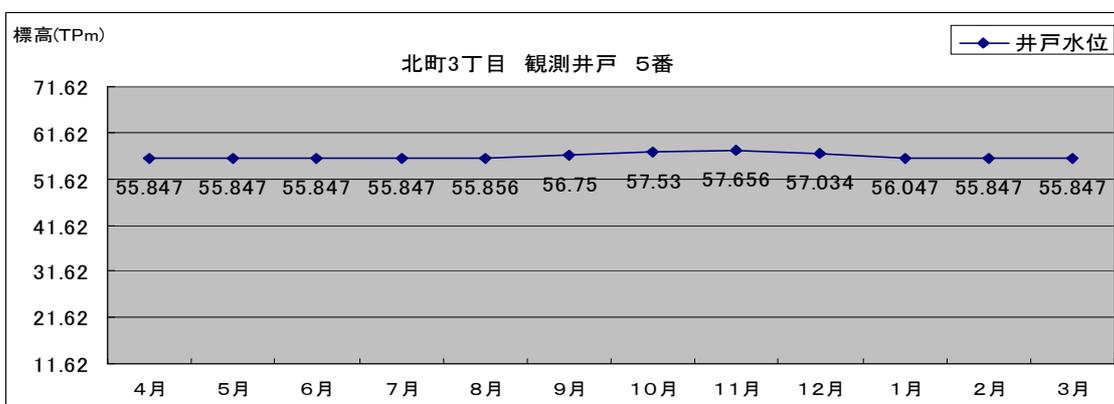
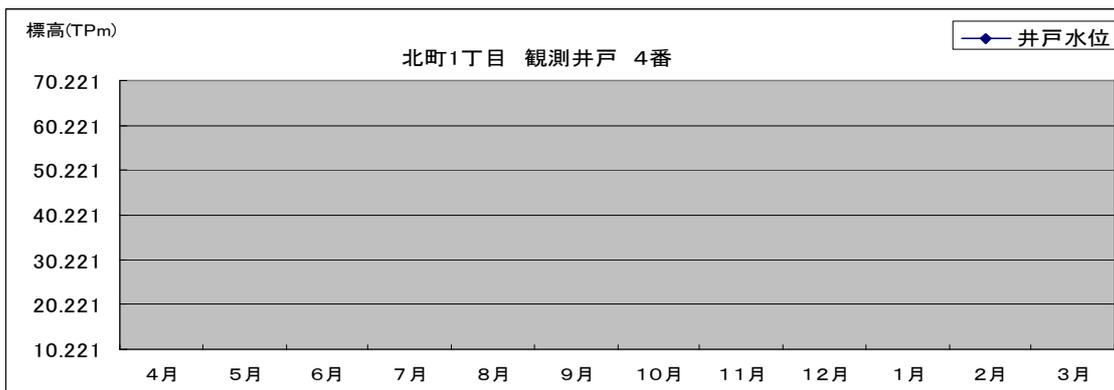
(資料：水道課より)

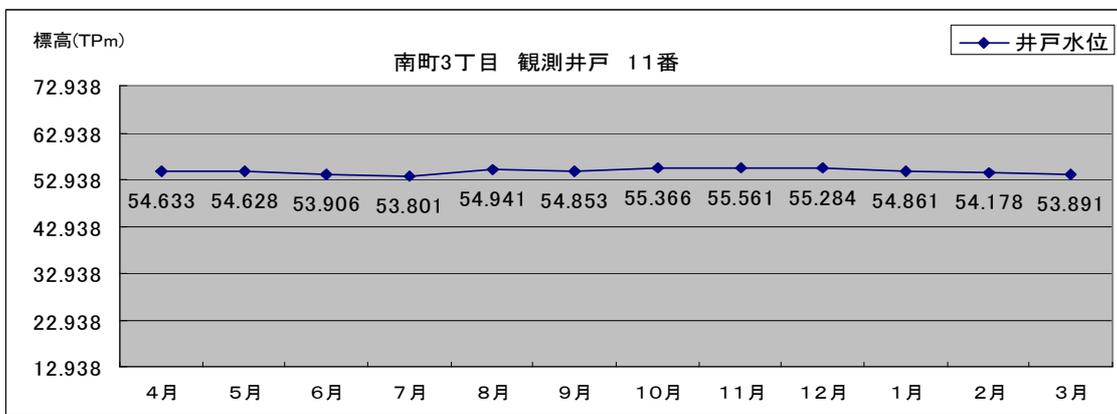
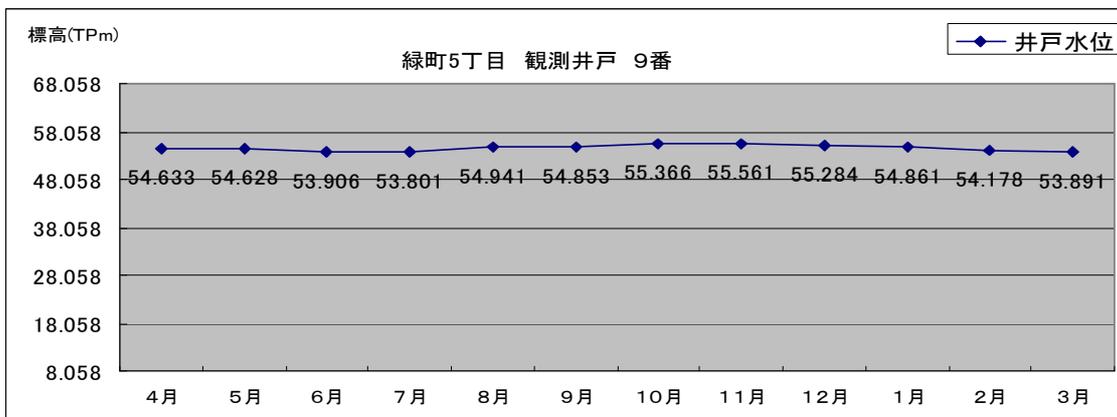
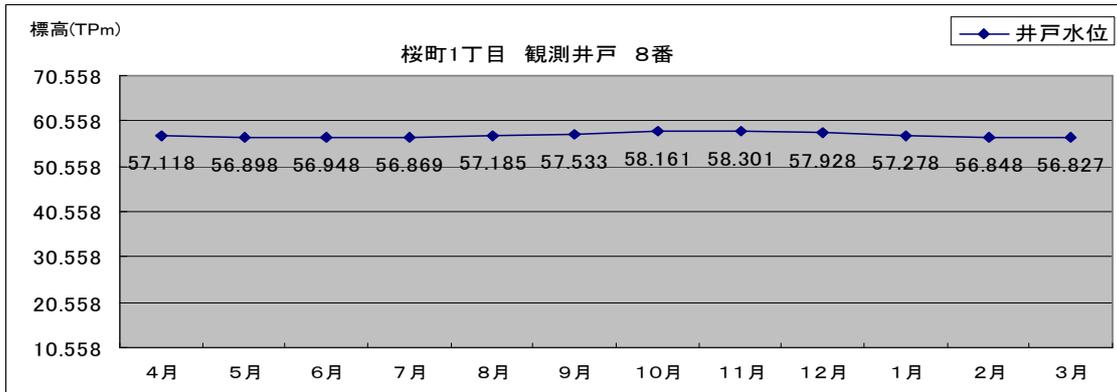
市と小金井市環境市民会議では、平成18年10月から市内の16ヶ所の井戸の水位測定を始めました。この取り組みは、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画の中での取り組みの方向で定期的・継続的なモニタリングをしていくことが必要とあり、地下水・湧水・河川の水環境を回復する取り組みとして行っていきます。

19年度は、6月から新たに1箇所観測井戸が増え17箇所の観測を行っています。「地下水の水位測定結果は小金井市環境市民会議のホームページ（13ページ参照）でも閲覧できます。」

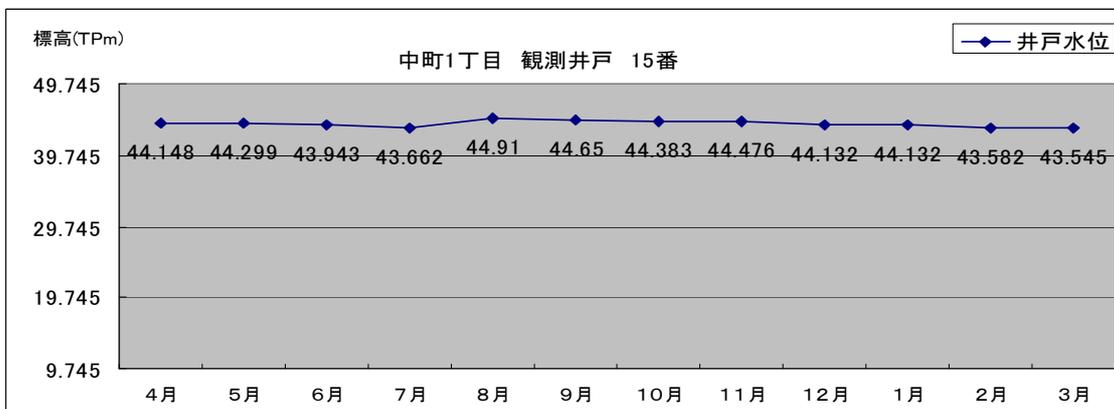
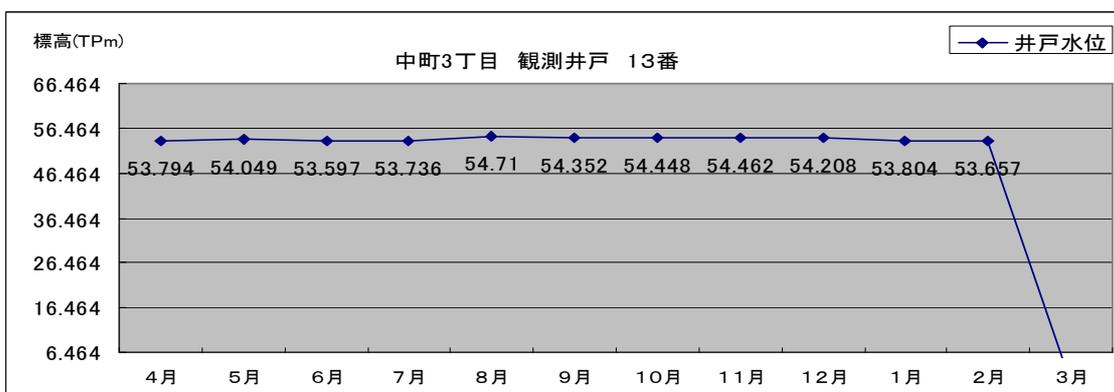
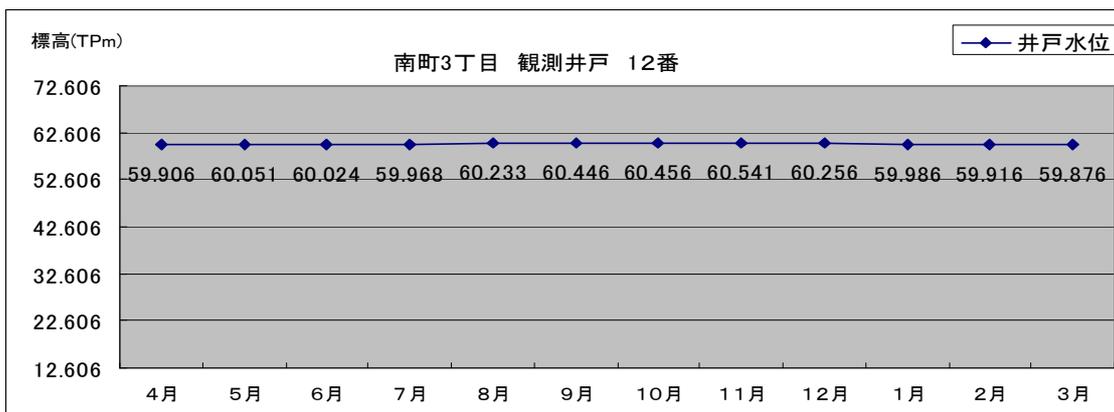


第3章 取り組みの進捗状況



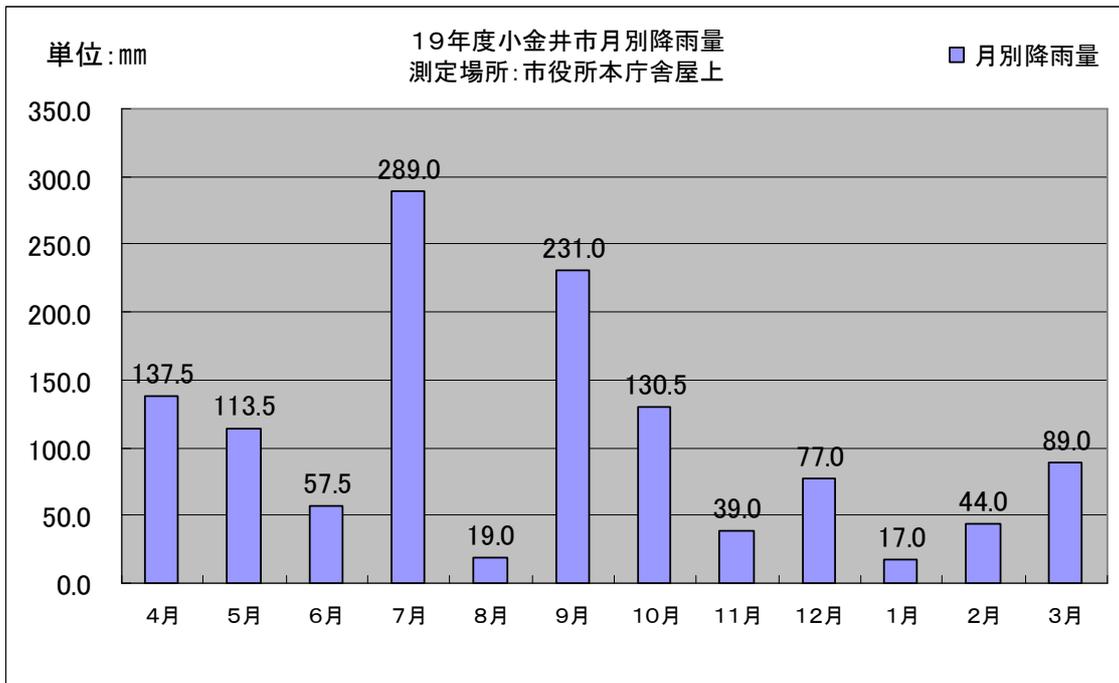


第3章 取り組みの進捗状況





※グラフの標高 (TPm) の一番上の数値が井戸場所の高さになります。



(年間降雨量 : 1244.0 ミリ)

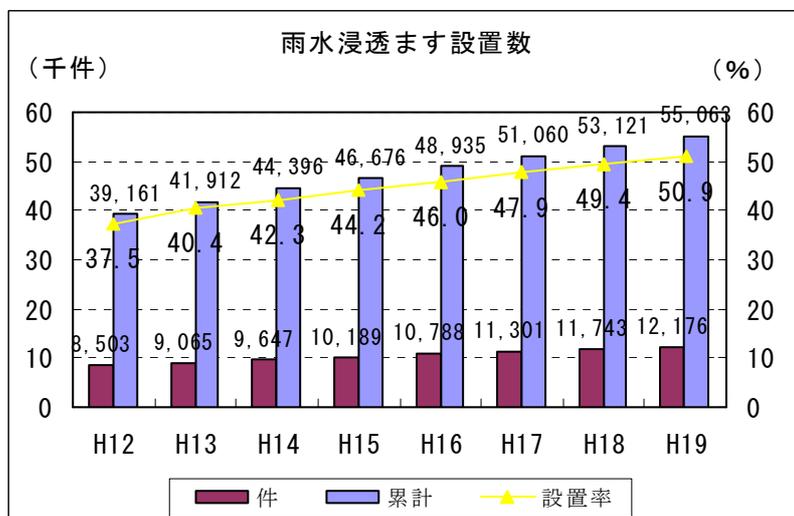
取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
地下水質の定期的・継続的な調査・監視	水道課	水質検査の項目・地点・頻度を決定し、定期的な検査を実施します。 ☆定期的な水質の検査により、「より安全なおいしい水」を届けます。(毎月実施)
地下水質の定期的・継続的な調査・監視	環境政策課 環境係	地下水の調査は、井戸9地点、湧水1地点を年4回測定しています。 調査項目は、有機塩素系化合物3種類を調査しています。
地下水・湧水調査	環境政策課 環境係	調査項目を増やしモニタリングを実施しています。 平成18年10月から、市民(環境市民会議)と協働で市内16箇所の井戸水位の計測を行っています。

3-2 地下水・湧水の保全

地下水・湧水を保全するために、雨をできるだけ地下に浸透させて、地下水を涵養し、地下水位を確保します。そのための方策として、雨水浸透ますをはじめとする浸透施設の設置促進とその効果検証、農地や緑地の保全、雨水貯留、下水道に流れ込む雨水量の把握と削減、用水路の復活などに取り組みます。また、地下構造物の建築によって地下水の流れが妨げられることがないように、法律や「小金井市地下水及び湧水を保全する条例」に基づき地下水影響工事のチェックを確実にを行います。また湧水涵養域を明らかにして保全施策を検討していきます。

さらに地下水の水質を保全するために、地下水の定期的・継続的な調査・監視を行うとともに、地下水質に影響を与える恐れのある事業活動などに対する監視・規制や指導を徹底します。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況



(資料：下水道課より)

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 環境係	雨水再利用量(公共施設)	件	1	H12~19

栗山公園健康運動センターでは雑用水(トイレの洗浄水等)には雨水を利用しています。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
地下水涵養域の緑地の保全 や緑化及び地表面の回復		今後検討します。
雨水浸透施設等設置の促進 (助成等)	下水道課	地下水の涵養及び治水対策として敷地内に雨水浸透施設等の設置を行い、その地下水、湧水、その他自然環境の保全回復及び浸水被害の防止、軽減を図ることを目的としています。 ☆昭和63年9月に施設設置の技術指導基準を作成し、その後市民の協力のもとに設置が行われました。また、平成5年からは昭和63年9月以前の建物(既存建物)についても助成制度による設置が行われ、平成20年2月末日現在で設置率は設置可能件数の50.9%となりました。今後更なる設置率の増大に務めます。
公共施設や大規模施設への 雨水浸透施設の設置	下水道課	地下水の涵養及び治水対策として敷地内に薄い浸透施設等の設置を行い、もって地下水、湧水、その他自然環境の保全回復及び浸水被害の防止、軽減を図ることを目的としています。

雨水貯留施設の設置	環境政策課 環境係	雨水貯留施設設置補助金制度を実施しています。
透水性舗装の推進		今後検討します。
地下水の適正利用の枠組み検討		今後検討します。
地下水・湧水保全計画の策定・実施	環境政策課 環境係	環境基本計画の水に関する部分が「地下水・湧水保全計画」となっています。 ☆環境基本計画の推進に合わせて実施していきます。
湧水の涵養域に関する調査		今後検討します
地下水条例に基づく影響工事対策の実施	環境政策課 環境係	平成17年度より地下水影響工事実施届出書の提出受けを行っています。 ☆情報の収集に努めます。
地下水汚染防止のための規制・指導	環境政策課 環境係	環境確保条例での指導を行っています。
飲料水や地下水についての情報提供	水道課	水質検査の結果を東京都ホームページで公表します。 また、市民からの水質苦情に対する情報提供を行います。 ☆梶野浄水所・上水南浄水所の施設見学を行います。 飲料水の苦情対応を随時行います。 定期的に地下水位を測定し、その変動について監視します。 ☆長期にわたる監視により、地下水の保全に寄与していきます。
汚染回復の措置	環境政策課 環境係	これまでのところ、回復措置を必要とする汚染は発生していません。

市では、水質監視測定を行っています。

この調査は、①井戸水の有機塩素化合物による汚染状況を監視する②野川の自然環境の状況を把握するため監視しています。（水質監視測定報告書）

3-3 河川環境の保全

野川、仙川、玉川上水などの河川や用水の親水性を高め、生きものの生息環境を保全するために、安定した流量と水質を確保します。河川流量の確保には、雨水の地下浸透や、雨水を河川に直接流入させる、玉川上水から砂川分水・小金井分水に用水を導入する、市民が雨水浸透や節水に取り組むなどのさまざまな方策を検討・実施します。水質では、下水道の合流改善や、国・都・近隣自治体と協力した玉川上水の高度処理水の水質改善さらに河川水等の利用に取り組めます。また流量確保や水辺生態系の保全により自然の浄化能力を維持・回復します。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
雨水の地下浸透の促進		今後検討します。
下水道の合流改善等雨水の河川流入の促進	下水道課	19年度雨水吐き室3箇所にスクリーン設置 ☆平成21年度まで10室にスクリーンの設置 ☆汚濁負荷量:分流式並み、きょう雑物:減少、放流回数:半減
用水、未利用地下水等導水の可能性検討		今後検討します。
広域連携による対策の検討と実施	環境政策課 環境係	今後検討します。
広域連携による対策の検討と実施	都市計画課	今後検討します。
下水道の合流改善	下水道課	19年度雨水吐き室3箇所にスクリーン設置 ☆平成21年度まで10室にスクリーンの設置 ☆汚濁負荷量:分流式並み、きょう雑物:減少、放流回数:半減
下水道の高度処理水の安全性確保	下水道課	流域下水道関連市町村と協同で安全性について、監視していきます。
玉川上水の清流復活検討	都市計画課	今後検討します。
河川の自然浄化能力の回復		今後検討します。

3-4 地下水・湧水生態系の保全

国分寺崖線（はげ）に沿って分布する湧水から安定的に水が湧き出し、湧水生態系独特の生きものも生息し続けられるよう、はげの緑地を重点的に保全し、地下水の流れを確保します。湧水や野川に生息する生きものの調査を行い、野川等の自然再生を進めます。

3-5 水の循環的利用

水の大切さや水循環の仕組みについての普及啓発を進め、家庭や事業所等での節水を促進します。また公共施設や大規模施設での中水利用や、市民のアイデアを活かした雨水利用の実践などを進め、上水利用をできるだけ抑えます。地下水の利用は、保全を図りながら、おいしい水道水や災害時水源として利用し続けていかれるように、利用した分を補うだけの地下水涵養や、井戸の適正管理を行います。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
日常生活や事業活動における節水への普及啓発	水道課	市報・ホームページ・水道週間行事等で、浴槽残り湯の洗濯・清掃等への利用、歯磨き時のコップの使用、洗車時のバケツの使用等による節水効果をPRし、水を大切にすることを高めます。 ☆浴槽残り湯半分を洗濯・清掃等に利用で90ℓ、歯磨き時のコップ使用で5ℓ、洗車時のバケツ使用で210ℓの節水 ☆水道週間行事として街頭で「水道なんでも相談」を実施。水道出前講座の実施。市(東京都)広報、市(東京都)ホームページへの掲載などを行っています。 (水道週間 毎年6月1日～7日)
公共施設での節水の推進	環境政策課 環境係	各課に環境行動チェックシートにて行動を行っています。
節水型機器・製品の普及促進	水道課	節水コマを無料配布しています。 ☆最大50%の節水効果 ☆水道週間イベント会場や、水道課窓口で配布
雨水利用設備の導入促進		今後検討します
公共施設への雨水利用施設の整備		☆新しく施設を建設する時、雨水貯留施設を設置しています。
雨水タンクその他の市民・地域の取り組みの支援・促進	環境政策課 環境係	平成18年度から雨水貯留施設設置補助金制度の実施をしました。
事業所への回収水・再生水利用の促進		今後検討します。
公共施設での回収水・再生水利用の推進		今後検討します。

3-6 市民等の啓発と連携

地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関するわかりやすい情報提供や、市民参加のモニタリング、学習・保全活動により、市民の地下水に対する関心や理解を高めながら、保全活動を広げていきます。

◆取り組みの進み具合

地下水・湧水に関する現況把握では平成18年10月から、市内の井戸の水位の調査を行っています。

また、市が行っている地下水調査の項目も増やし調査・監視を行っています。

地下水を保全するために、雨水貯留施設設置費補助金制度を行っています。

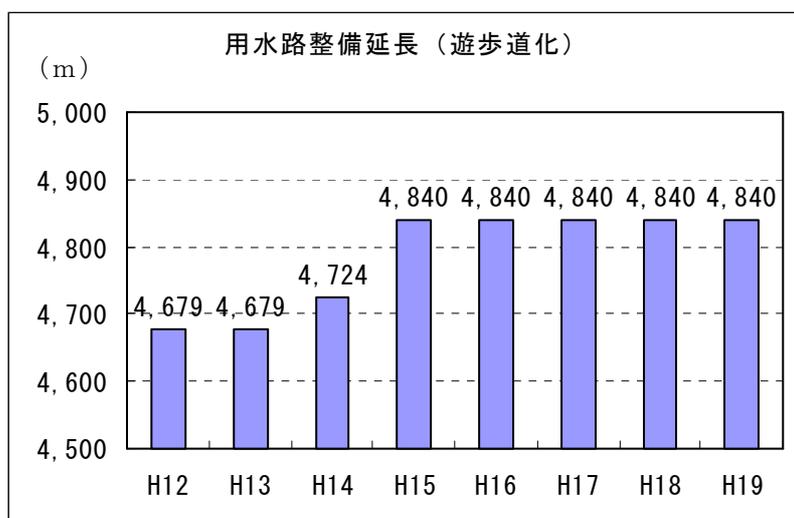
4. 自然環境を一体的に保全する

小金井市では、東西に、水辺と一体になった緑が帯状にのびていますが、南北の緑や水のつながりは不足しており、また、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。生態系としての価値や、自然とのふれあいの質を高めるために、緑や水にまとまりや連続性をもたせることが大切です。これまでも市のさまざまな計画にすでに示されてきた水と緑のネットワーク構想を実現させること、野川の自然、急速に減少している屋敷林の保全などが、そのための大きな課題です。

4-1 自然環境の保全

大規模公園や緑地、住宅の緑、用水路や湧水など緑と水を一体的に保全し、連続性を確保します。小金井用水の復活と周辺の緑化など、南北を結ぶネットワークづくりに重点的に取り組みます。

◆ 点検指標で見る環境と取り組みの状況



（資料：道路管理課より）

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
用水路の復活（清流復活）	道路管理課	今後検討します。
用水路整備（遊歩道整備）	道路管理課	今後取組む予定です。
湧水の復活	環境政策課 環境係	☆市民と協働して行う、湧水の調査を行っています。
用水路や湧水周辺地域の緑化		今後検討します。
南北を結ぶ緑のネットワークの形成	環境政策課 環境係	都市マスタープラン等の取組の推進

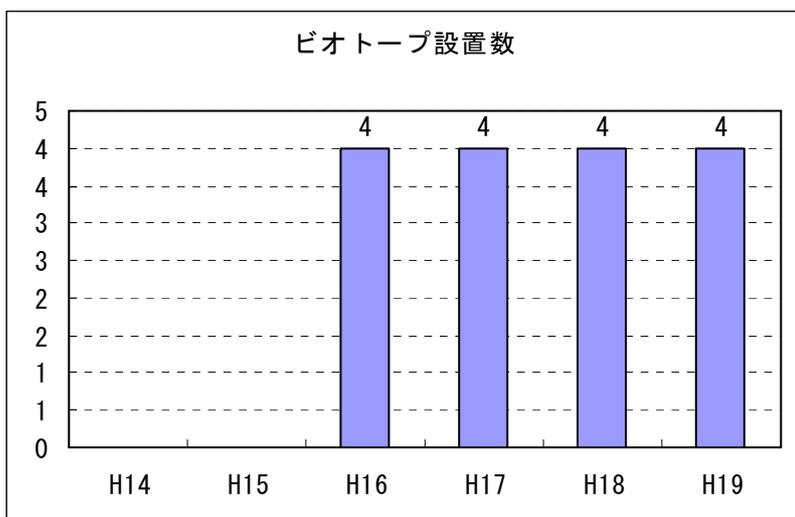
4-2 生物の多様性の保全

大規模公園などの面的にまとまった緑、国分寺崖線（はげ）などの帯状の緑、屋敷林や農地などの点的に連続した緑を保全し、中でも緑と水の一体性がある地点を重視します。

学校ビオトープなど生息空間を新たに増やす努力や、野川等の自然再生をさまざまな主体で意見を出し合いながら進めます。団体との連携や市民参加により、動植物の実態を調査し、調査結果をもとに、動植物に配慮した河川や緑地の管理を実施したり、市民の動植物保護に対する意識啓発、参加を促します。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
指導室	保全事業実施数	箇所	1	H16~H19



(資料：指導室より)

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
連続した緑や、一体性のある緑と水辺など生息空間の保全	環境政策課 環境係	今後検討します。
ビオトープなど新たな生息空間の整備	環境政策課 環境係	東京都との連携し野川の自然再生事業を推進して行きます。
野川等の自然再生	環境政策課 環境係	野川自然再生協議会との連携 平成18年度から23年度で野川第一調節池に昭和30年代の「水のある風景」をイメージし、生きものを通した人々のふれあいの場を再生・整備します。
生物の実態調査等の実施、及び情報提供	環境政策課 環境係	環境団体野川ほたる村が野川一帯で多く見られる昆虫の調査を行なっています。
小金井市の虫・小金井市の鳥についての調査	環境政策課 環境係	環境団体野川ほたる村が野川一帯で多く見られる昆虫の調査を行なっています。

シンボルとなる動植物を活用した動植物全般の保全	環境政策課 環境係	今後検討します。
動植物に配慮した管理や工法の検討		今後検討します。

※平成20年度より、環境政策課で湧水の生きもの調査を開始します。

4-3人と自然とのふれあいの確保

緑や水に親しめる散歩道の整備や、自然にふれる環境学習プログラムやイベントの企画など、自然の保全と人とのふれあいの場や機会を設けて、市民が良好な自然を享受しながら、環境への関心や愛着を深めていけるようにします。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
自然とふれあえる空間の整備		今後検討します。
散歩道等の整備とネットワーク化	都市計画課	今後検討します。
サイクリング道路の整備とネットワーク化	都市計画課	今後検討します。
駐輪場の整備・駐輪台数の確保	防災交通課	JR中央線交差化事業に伴い高架下を自転車駐車場として利用したいと考えています。 ☆JR中央線交差化事業に伴い、レンタルサイクル事業を実施し、自転車の有効利用を行って行きたいと考えていきます。
プログラムやイベントなどの機会提供	環境政策課 環境係	東京都、環境団体等のイベント情報を提供していきます。

◆取り組みの進み具合

市では、野川自然再生協議会と連帯し自然とのふれあいの場として、また、生物の生息場所として、野川の自然再生事業に取り組んでいます。

5. 公害を未然に防止する

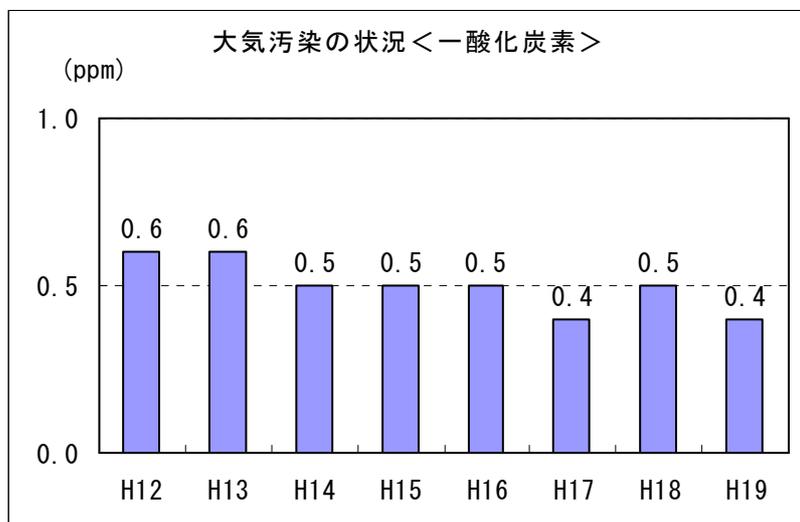
小金井市では目立った公害は発生していませんが、一部、道路騒音や地下水水質などで環境基準を超過しており、また、住宅と事業所の近接地域で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

行政や事業者等が、それぞれ監視・測定や規制・指導、発生抑制など公害の未然防止に向けて必要な措置をとることや、公害が発生した場合に迅速で的確な措置がとれる体制を整えておくことに加え、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなどによる有害化学物質対策も必要です。

5-1 公害対策

大気や土壌の汚染、水質の汚濁、騒音など、環境基準が定められた公害について監視・測定を継続的にを行います。都の助成制度等を活用した防止対策や、発生源に対する適切な規制や指導を進めます。また、生活型の公害に対処するために、苦情相談機能や健康の影響などに対する相談も充実させます。

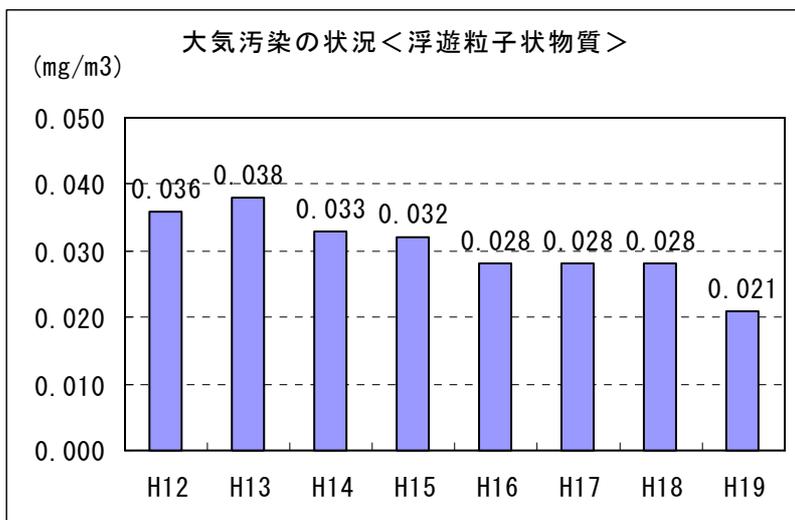
◆点検指標で見る環境と取り組みの状況



*東京都報告データを使用。
(資料：環境政策課)

環境上の条件

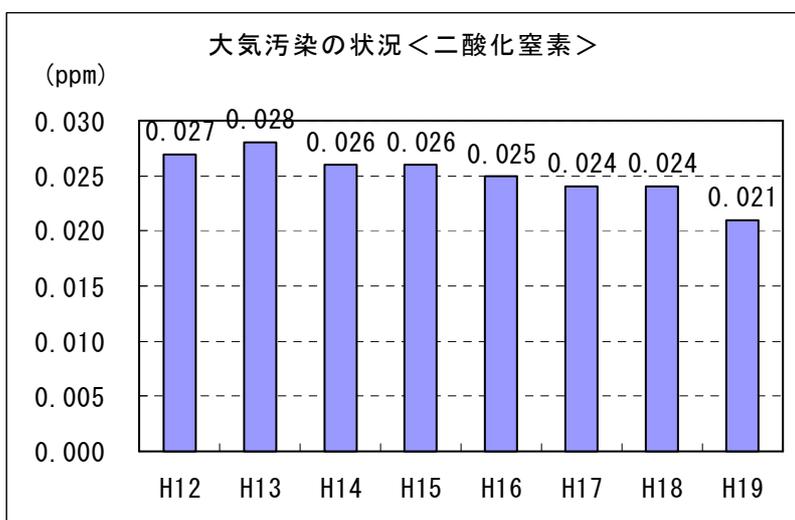
1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること。



* 東京都報告データを使用。
(資料：環境政策課)

環境上の条件

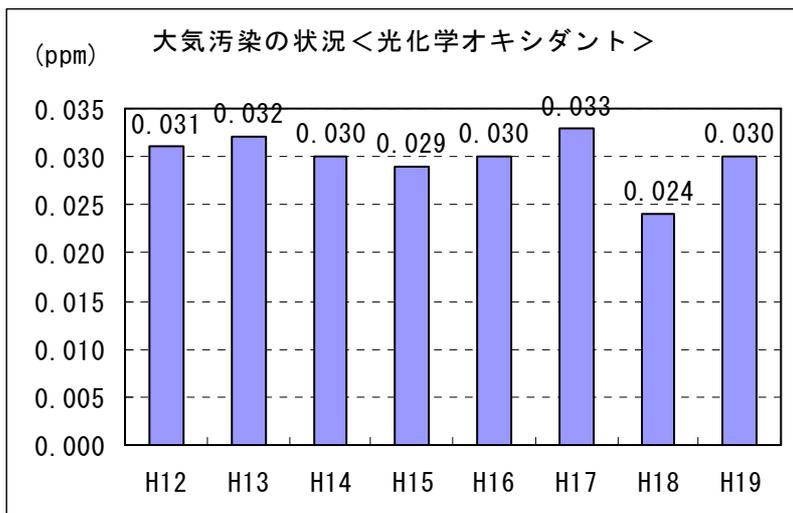
1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が、0.20 mg/m³以下であること。



* 東京都報告データを使用。
(資料：環境政策課)

環境上の条件

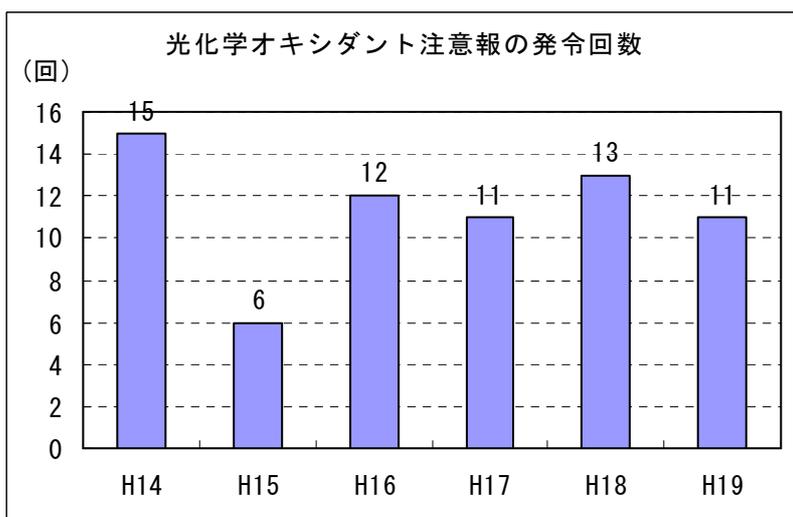
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。



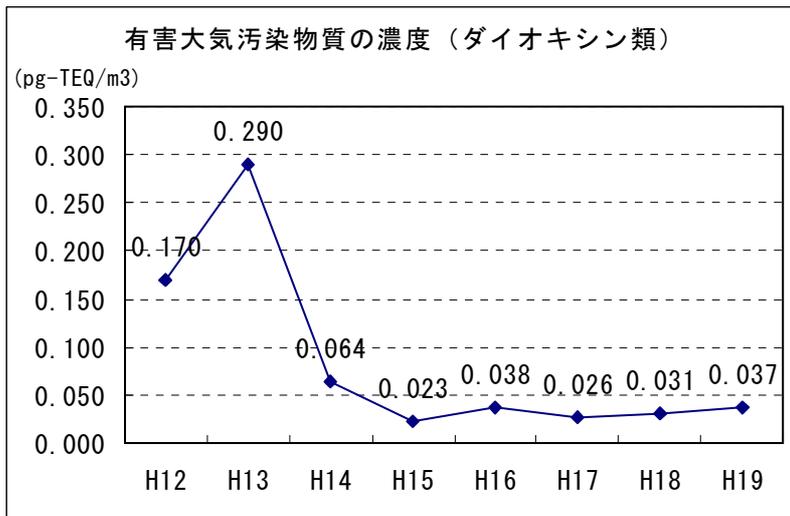
*東京都報告データを使用。
(資料：環境政策課)

環境上の条件

1時間値が0.06ppm以下であること。



*東京都多摩中部の光化学オキシダント注意報注意報。(小金井市含む)
(資料：環境政策課)



*小金井市観測データ。
(資料：環境政策課)

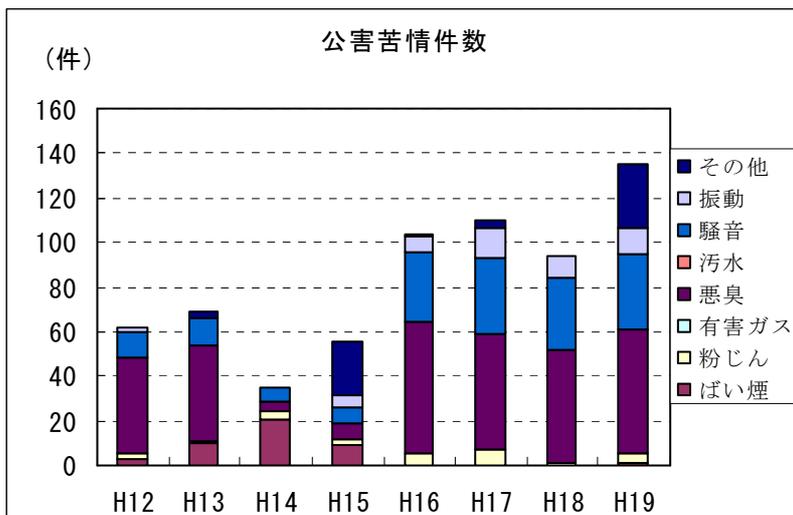
担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 環境係	大気汚染の状況 NO2(住宅地31ヶ所)	%	100	H12~19
環境政策課 環境係	大気汚染の状況 NO2(沿道19ヶ所)	%	100	H12~19

二酸化窒素の環境基準平均値が0.06ppm以下の基準をクリアしているパーセントです。

※資料に掲載（二酸化窒素経年変化）

担当	指標名	単位	H13	H14	H15	H16	H17	H18
環境政策課 環境係	騒音の状況	環境基準適否	一部 不適	一部 不適	一部 不適	適	一部 不適	一部 不適

第3章 取り組みの進捗状況



(資料：環境政策課)

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
大気質の監視・測定(二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント)	環境政策課 環境係	二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、毎年測定を行っています。
工場・指定作業場に対する排出規制	環境政策課 環境係	苦情があった場合に規制指導しています。
排出抑制のための設備改善・設置助成	経済課	小口事業資金融資あっせん制度によりあっせんができた場合は、利子の一部を負担する等の補助を行っています。
低公害車導入促進	環境政策課 環境係	グリーン購入ガイドラインの推進(自動車)をしています。
低公害車導入促進	防災交通課	大気汚染対策として、市としては、公共交通であるCoCoバスについて、天然ガス車の導入などの取り組みを行っています。
公共交通や徒歩・自転車への転換促進	防災交通課	公共交通不便地区にCoCoバスを運行することにより自動車等の使用を抑制します。 ☆現在4ルートのCoCoバスを運行しており、前年より利用者数が増えています。今後、JR中央線交差化事業が完了した時は、ルート変更等を検討します。
公共交通網や自転車道の整備		今後検討します。
交通需要マネジメント(TDM)の導入		今後検討します。
酸性雨の監視体制の整備や情報の収集		今後検討します。
公共用水域の水質の監視・測定	環境政策課 環境係	野川、井戸水等の水質調査を実施しています。
工場・事業所への排水規制	下水道課	特定事業場等の水質監視業務

		特定事業場の下水排水水質検査を実施し、下水道法、下水道条例に規定している下水排除基準を厳守するよう監視しています。 ☆水質を定期的に検査し排除基準超過に対しては、水質規制処分要綱に従って行政指導を行っている。また、各事業場には自主管理水質検査報告をさせ監視しています。
生活排水対策の推進	下水道課	市報等によるPR ☆油を流さない、単独ディスポージャーを使用しない等市報で定期的に掲載
下水道の合流改善(3.1、3.2)	下水道課	19年度雨水吐き室3箇所にスクリーン設置 ☆平成21年度まで10室にスクリーンの設置 ☆汚濁負荷量:分流式並み、きょう雑物:減少、放流回数:半減
土壌・地下水汚染の監視・測定体制の整備	環境政策課 環境係	今後検討します。
化学物質の適正管理の促進	環境政策課 環境係	使用している事業所には毎年報告を求めています。
除草剤の適正使用の指導	環境政策課 環境係	市民等への広報を行っています。
除草剤の適正使用の指導	経済課	関係機関等と協調して対応します。 ※東京都改良普及センター・JA 中央会業務として指導しています。(東京都・JA 事業)
農薬・化学肥料の適正使用の指導	経済課	関係機関等と協調して対応します。
農薬・化学肥料の適正使用の指導	環境政策課 環境係	市民等への広報をします。
大規模小売店舗立地法調整会議	経済課	法に基づく大規模小売店舗の立地に関し、市の意見を協議し調整をする会議を行っています。
特定工場等に係る届出(騒音・振動規制法)	環境政策課 環境係	届出のあったものについては、書類審査と現場確認を行っています。
工場・指定作業場に係る認可・届出の業務(都条例)	環境政策課 環境係	届出のあったものについては、書類審査と現場確認を行っています。
特定工場及び特定建設作業に係る騒音・振動規制	環境政策課 環境係	届出のあったものについては、書類審査と現場確認を行っています。
道路交通騒音、振動の測定	環境政策課 環境係	毎年、幹線道路において、測定を行っています。
資材置き場撤去の際、騒音・振動測定		今後検討します。
交通需要マネジメント(TDM)の導入(再掲)		今後検討します。
国や都と連携した沿道対策(公園、緑地配置、緩衝建物、立地誘導)		今後検討します。
国や都と連携した道路構造	道路管理課	今後検討します。

対策(低騒音舗装、遮音壁)		
国や都と連携した土地利用の適正化等の沿道対策	都市計画課	今後検討します。
低周波音・電磁波、電波障害、日照障害、光害についての情報の収集・提供	環境政策課 環境係	今後検討を行っていきます。
地区計画制度、建築協定によるまちづくりの推進	都市計画課	まちづくりの推進を図ります。
環境影響評価制度の適切な運用		今後検討します。
苦情処理、相談機能の充実	環境政策課 環境係	苦情については、適正な対応をしていきます。

5-2 有害化学物質対策

規制・未規制を問わず有害化学物質の環境影響を未然に、そしてより効果的に低減していくために、PRTR法や都の環境確保条例に基づき、事業者による使用化学物質の適切な管理と情報提供を促します。また、環境リスクに関する正確でわかりやすい情報の提供や問い合わせ・相談対応の充実、各主体間のリスクコミュニケーションを促進します。市が行う清掃事業の管理運営等では、情報公開や双方向コミュニケーションに努めます。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 環境係	有害化学物質に係る国の環境基準の達成状況(トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン)	環境基準適否	適	H12~19

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
ダイオキシン類に係る大気環境測定	環境政策課 環境係	毎年、測定を実施しています。
シックハウス対策の推進		今後検討します。
教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定、改善	教育委員会 学務課	小・中学校の教室等のシックハウス検査をしています。
放射能測定	経済課	食品の放射能測定を希望する市民に対し、市と協定を結んだ団体が測定を実施しています。
適正管理化学物質に係る指導	環境政策課 環境係	使用している事業所には毎年報告を求めています。
PRTRや環境確保条例に基づく情報提供	環境政策課 環境係	☆ホームページによる情報提供を検討します。
家庭における化学物質使用製品の適正利用、廃棄方法	ごみ対策課	ごみ・リサイクルカレンダー、市報、ホームページなどで情報を提供します。

についての周知		
化学物質に関するデータベースの整備活用と市民等への情報提供	環境政策課 環境係	☆ホームページによる情報提供を検討します。
化学物質の環境リスク情報の公開	環境政策課 環境係	☆ホームページによる情報提供を検討します。
関係者間での相談、事故等への対応などリスクコミュニケーションの促進		今後検討します。
清掃事業に関する情報公開、対話の推進	ごみ対策課	ごみ・リサイクルカレンダー、市報、ホームページなどで情報提供、清掃事業概要の発行、出前講座の実施を行っています。

5-3 ヒートアイランド対策

小金井市内でも、緑地や裸地が減少し舗装面や建築物が増大した地区でヒートアイランド現象が実感されるようになってきているため、観測地点を定めてモニタリング体制を整えます。ヒートアイランド現象の防止や緩和に向けて、緑地・水面の確保や、コンクリート、アスファルト舗装などの見直しに取り組みます。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
モニタリング体制の整備		今後検討します。
水路などの水辺復活		今後検討します。
風が通る連続空間の整備	都市計画課	今後検討します。
多様な緑化事業の推進		今後検討します。
保水性舗装など道路舗装の見直し	道路管理課	今後検討します。
都和連携した効果的な手法の検討		今後検討します。

◆取り組みの進み具合

公害防止に関する取り組みは、毎年の継続的な測定調査や検査、指導を行っていくことです。市では、大気汚染対策として、庁用車のディーゼル車を天然ガス車、ハイブリット車への変更を進めています。

6. 小金井らしい景観をつくる

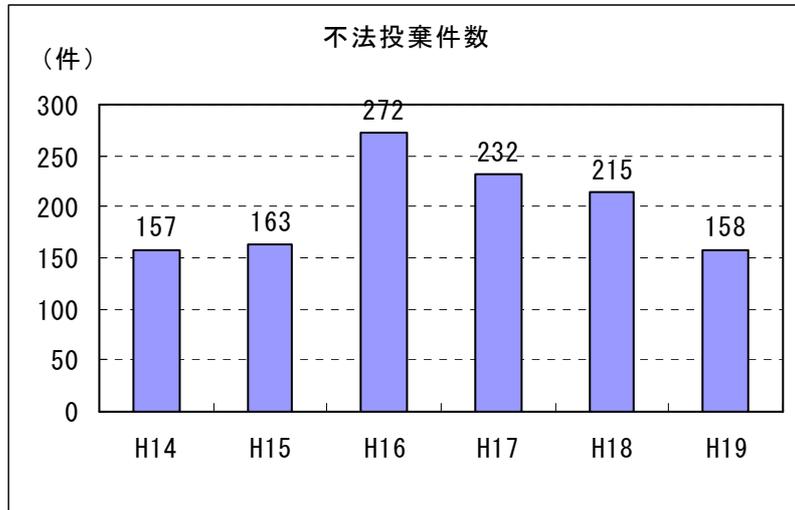
「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。小金井らしい景観は何かを市民とともに考えながら、その景観の実現に向けた取り組みを検討・実施します。そのような中で、国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林の緑の減少や、それらの自然とのつながりの中でつくられてきた有形・無形の文化遺産が消えていくことに対する対策が急がれます。

駅付近などの新たな開発や建築では、小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていくことが課題です。

6-1 小金井らしい景観の確保

小金井らしい景観は何かを多くの主体で話し合い、明らかにしていきます。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林など環境保全機能にもすぐれた要素を景観資源として位置づけ、まちづくりの中での保全活用を検討します。まちの美化や、まちや河川の清掃などをより一層進めます。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況



（資料：ごみ対策課より）

※小金井市内に投棄された件数です。

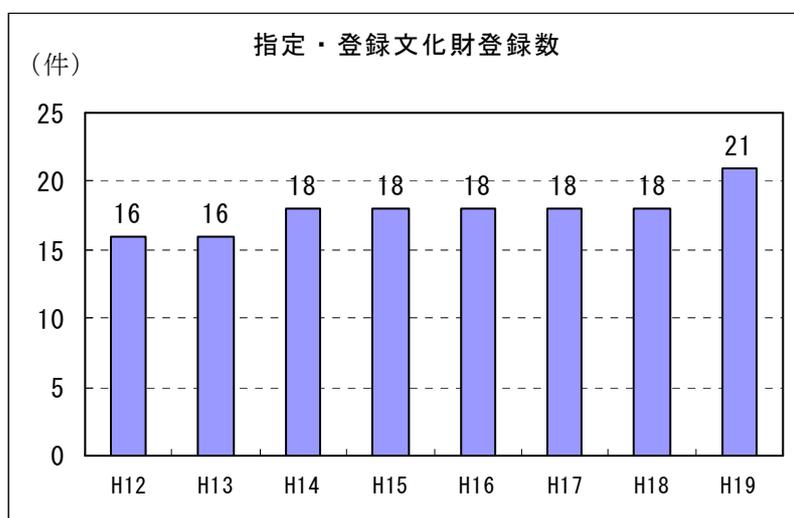
取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
小金井らしい景観についての共通理解の形成	まちづくり推進課	今後検討します。
小金井らしい景観資源の保全	まちづくり推進課	今後検討します。

土地区画整理事業などへの 景観資源の活用	区画整理課	1号公園 1446 m ² ・2号公園 2295 m ² 事業の進捗に合わせ、計画的な公園の整備をします。 (土地区画整備事業 平成24年度まで)
自然的景観資源のまちづくり の中での活用	まちづくり推 進課	今後検討します。
ポイ捨ての防止などの普及 啓発、環境美化の推進 (※条例、キャンペーン)	ごみ対策課	路上禁煙地区での禁煙広告物の設置、駅頭においてマ ナーアップキャンペーンの実施を行なっています。 ポイ捨ての防止啓発物の設置
ごみ出しマナーの向上に向 けた普及啓発	ごみ対策課	清掃指導員、ごみゼロ化推進員によるごみ出しの導。ご み・リサイクルカレンダー、市報、ホームページによる啓 発
表彰制度やエコマネー導入 による美化活動の促進		今後検討します。

6-2 歴史的文化的遺産の保全

玉川上水、小金井桜や五日市街道に代表される歴史的風致や、古道・石仏・古木などの文化的遺産、民間信仰や年中行事などの無形の遺産に親しむ機会を設けて保全・継承をはかり、さらにまちづくりの中で積極的に景観形成や環境学習などに位置づけて、地域や活動の活性化を図ります。

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況



*平成19年度に(市有形文化財)3件を追加指定した。

(資料：生涯学習課より)

第3章 取り組みの進捗状況

担当	指標名	単位	数値	年度
生涯学習課	保全事業助成実施数	件	0	
生涯学習課	歴史的文化的資源を活用した講座・イベント事業数	件	3	H12～19

*上記表の「講座・イベント事業」とは、地域に残る文化財や歴史に関する講演会、講座、展示会など

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
玉川上水・五日市街道等の歴史的風致の保全	都市計画課	市域の茜屋橋から新小金井橋までの玉川上水区間について、風致地区の指定をしています。 ☆今後道路の整備については、風致の保全に配慮します。
玉川上水・五日市街道等の歴史的風致の保全	生涯学習課	国指定史跡玉川上水及び名勝小金井桜の保全 ☆国・都・市による史跡整備(小金井桜の並木の復元)計画の推進。市民との協働。
農地、屋敷林、社寺、ハケの緑地の保全	環境政策課 緑政係	文化財(歴史的文化的資産)情報の提供及び保護思想の普及 ☆冊子やホームページによる文化財情報の提供、文化財センター事業の充実(展示会・講演会・見学会等)
農地、屋敷林、社寺、ハケの緑地の保全	経済課 農業委員会	☆法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。
歴史的文化的遺産についての情報や親しむ機会の提供	生涯学習課	文化財(歴史的文化的資産)情報の提供及び保護思想の普及 ☆冊子やホームページによる文化財情報の提供、文化財センター事業の充実
市民との協働による水田や用水路網の復活	環境政策課 環境係	野川第一調節池での野川自然再生事業の推進
景観資源や歴史的文化的遺産をテーマにした地域活性化事業の推進		今後検討します。

6-3 環境と共生する都市づくり

環境に配慮した都市整備が進むよう、まちづくり条例の中に環境配慮指針を定めたり、開発や建築に際しての規制・誘導施策の検討や、環境影響評価の実施を行います。建物の新築・増改築では、省エネルギーシステムや水の循環的利用をはじめとする環境に配慮した施設整備を促進しますが、特に公共施設や民間の大規模プロジェクトでの導入を進めます。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
まちづくり条例や環境配慮制度の整備	まちづくり推進課	小金井市まちづくり条例による、まちづくりの推進を図ります。
開発・建築の規制・誘導施策の検討		今後検討します。
環境影響評価制度の運用		今後検討します。
小規模事業における環境配慮の促進		今後検討します。
環境に配慮した建物の整備促進 (省資源、省エネルギー、雨水浸透、雨水利用、緑化、自然エネルギーの活用など)	環境政策課 環境係	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、推進していきます。
環境に配慮した公共施設整備の推進 (省資源、省エネルギー、雨水浸透、雨水利用、緑化、自然エネルギーの活用など)	環境政策課 環境係	☆公共施設の建設、改修工事に際しては、環境に配慮した物を使用し、省エネルギーの電気機器等、また、地元産木材を使用するよう推進しています。
一般民間建築などへの導入に対する助成	環境政策課 環境係	雨水利用について貯留タンクの助成を行っています。

武蔵小金井駅南口地区第一種市街地再開発事業

JR中央本線連続立体交差事業に合わせて、道路や駅前広場等の都市基盤施設を整備するとともに、土地の合理的な高度利用と計画的な空地の確保等により、小金井市の玄関口としてふさわしい文化、コミュニティ、行政サービス等の公共公益機能を備え、商業、業務、都市型住宅等の調和のとれた複合的なとし拠点機能の充実を図ります。

環境に配慮した側面

駅前広場整備の中で、小金井の風土を表すシンボルとなる緑を配置

公園等を整備し、市民が集える緑の空間の確保

道路緑化を図り、潤いのある歩道空間の創出

地区計画制度などを活用し、建設のセットバックによる接道部の緑化を図る位置づけを行っており、当再開発事業においてその実現を目指します。

屋上緑化等の推進を図ります。

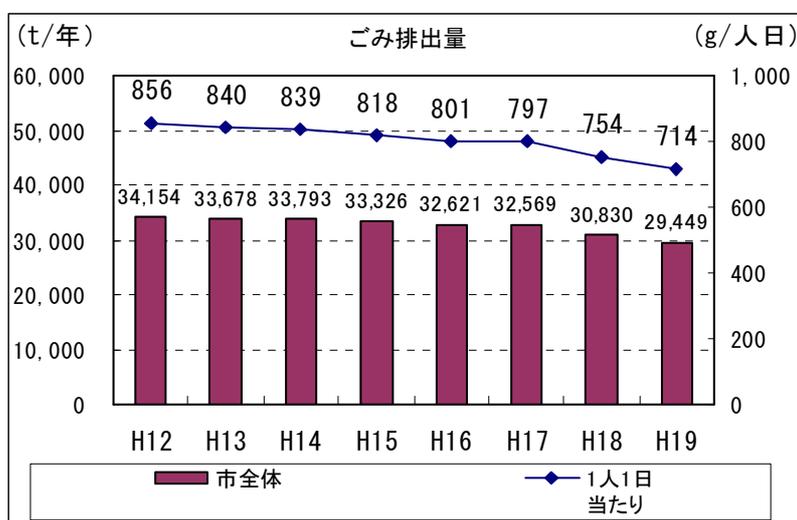
◆取り組みの進み具合

小金井らしい景観の取り組みでごみゼロ化推進委員制度を創設し環境の美化を推進しています。

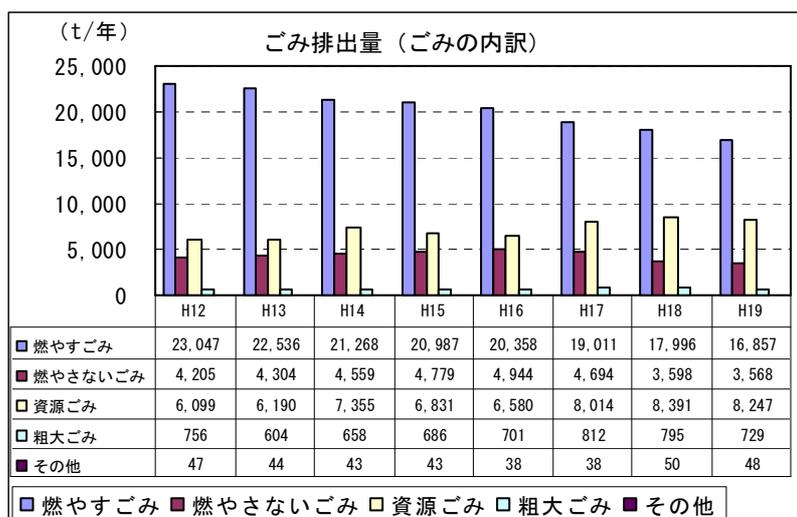
7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

小金井市ではごみ減量や分別努力が進められてきました。しかし、燃やすごみや燃やさないごみは減少し、資源は増加しています。ごみ・資源の総排出量はこの15年間ほぼ横ばいの状態でした。最終処分場の残余容量には限りがあり、また小金井市の中間処理場は老朽化しており、焼却施設は平成19年3月に稼働停止しました。ごみ処理・処分は環境負荷が生じる一方で、市税収入の1割以上という莫大なコストをかけて行われています。ごみ減量をさらに進めるためには、各家庭・事業所などのごみ減量努力と、ごみになるものを作らない・売らない・買わない社会的な仕組みづくりが必要です。

◆ 点検指標で見る環境と取り組みの状況

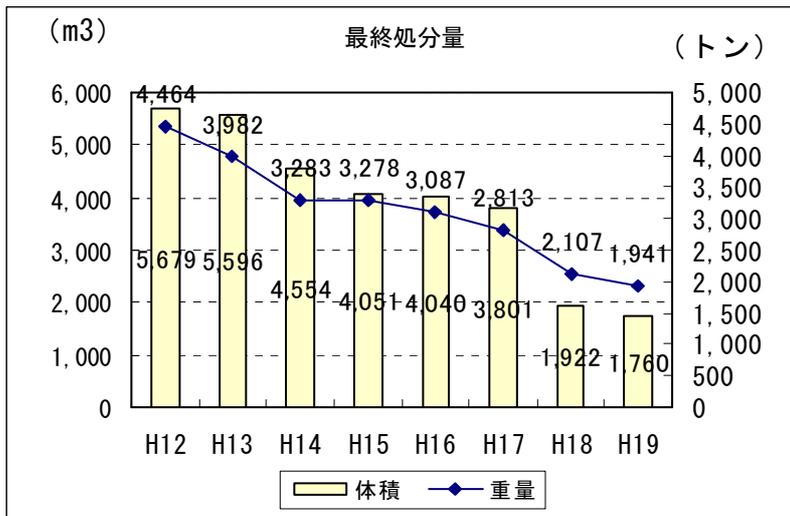


(資料：ごみ対策課より)

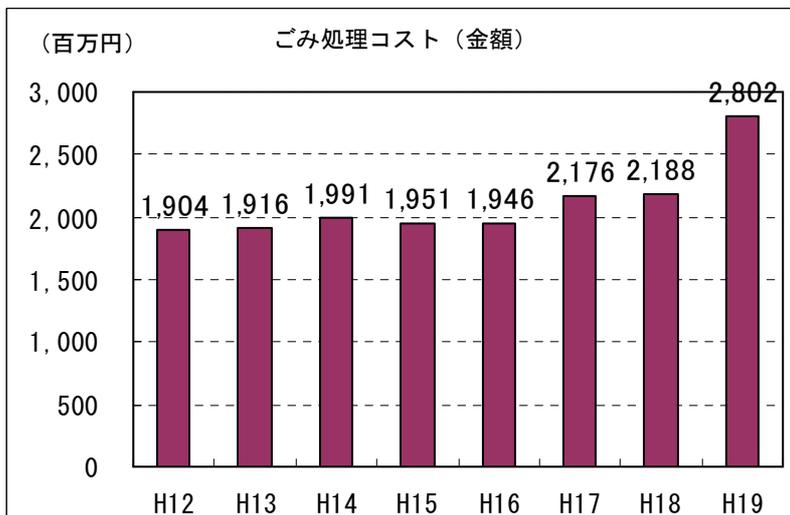


(資料：ごみ対策課より)

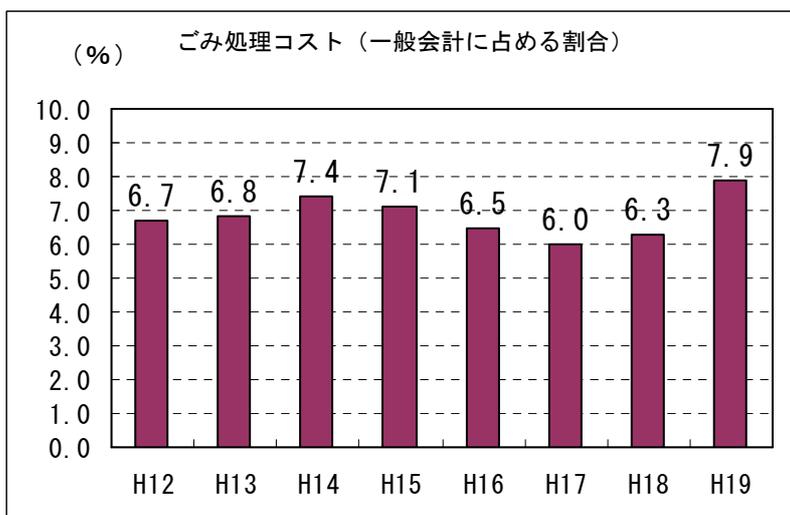
第3章 取り組みの進捗状況



(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)

7-1 ごみを出さない

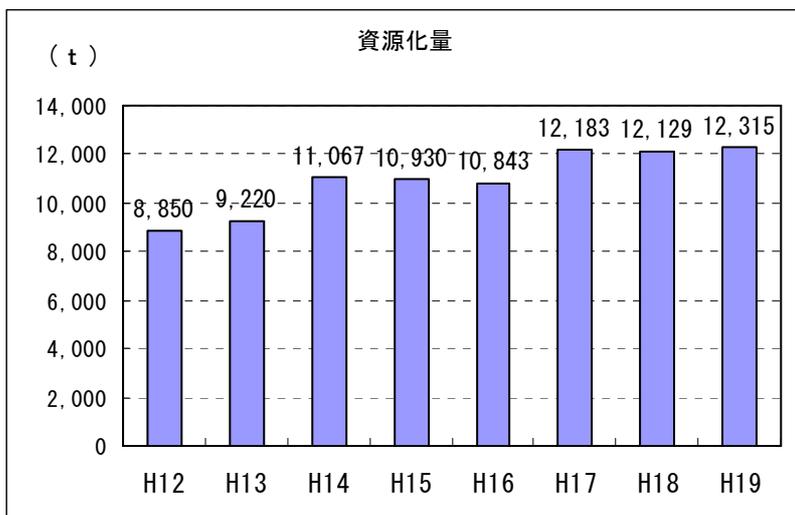
廃棄物の減量のためには、根本的には、不要なものは生産しない、販売しない、買わないという生産者・商業者・消費者それぞれの取り組みが不可欠です。レジ袋やトレーなどの容器包装の削減を、市・市民・事業者の協力で進め、ごみ処理やリサイクルのコストの適正な負担の仕組みを検討・実現していきます。衣食住のあり方や生活時間の使い方など、ライフスタイルを見直していくことも、ごみ問題の根本的な解決に向けて必要です。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
簡易包装や量り売りの励行などによる包装材の削減	ごみ対策課	ノーレジ袋デーの実施、マイバッグ持参の奨励。リサイクル推進協力店の認定
家庭系ごみの有料化の推進	ごみ対策課	平成17年8月から家庭ごみの有料化実施
事業系有料ごみ袋の使用促進	ごみ対策課	事業系可燃ごみ処理手数料の改定と市内大規模事業所に対するごみの搬出、減量、資源化に関する指導の実施
分別等の指導による事業系ごみの減量及び資源化	ごみ対策課	市内大規模事業所に対するごみ排出、減量、資源化に関する指導の実施
全ての建築工事への資源循環と廃棄物発生抑制		今後検討します。
ごみ排出に関する適正なコスト負担のしくみの検討	ごみ対策課	ごみ処理経費の事業者負担の見直しなど
ごみにならない製品選択についての情報提供	ごみ対策課	リサイクル推進協力店の市報、ホームページ掲載等情報提供、ごみ・リサイクルカレンダー等での啓発。
ごみを出さないライフスタイルの普及啓発	ごみ対策課	生ごみ減量化処理機器の購入に対する補助制度の補助率等拡大 ☆平成19年度、生ごみ減量化処理機器購入に対する補助制度の補助率の拡大など、制度内容の改定を行い、補助件数が、1828件となりました。

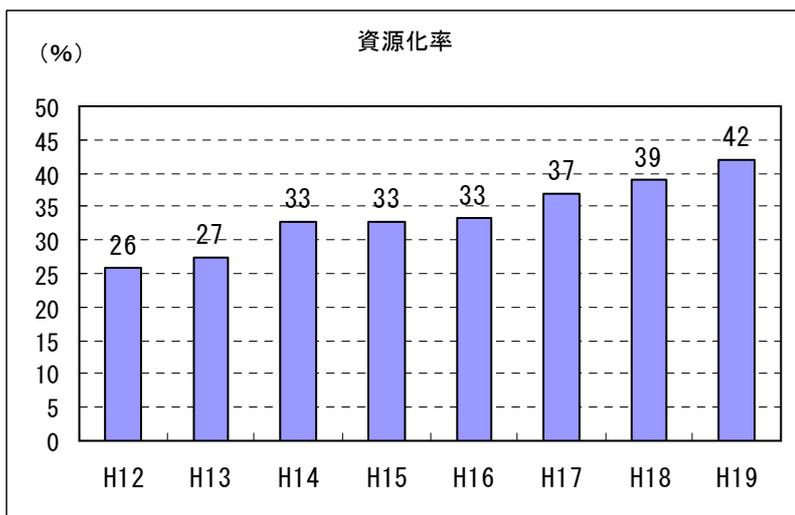
7-2 資源循環の推進

リユース・リサイクルを促進するために、製品や販売店に関する情報を提供したり、地域全体での取り組みを考えていきます。分別排出・回収を進め、品目ごとに適切なリサイクルルートを構築し円滑に運用するとともに、市民にとってリサイクルが目に見える仕組みづくりなどを工夫します。市自らのグリーン購入を進め、販売事業者や市民に対しては、環境ラベリング制度やエコストアなどの方法を活用して、情報提供や普及啓発を行います。

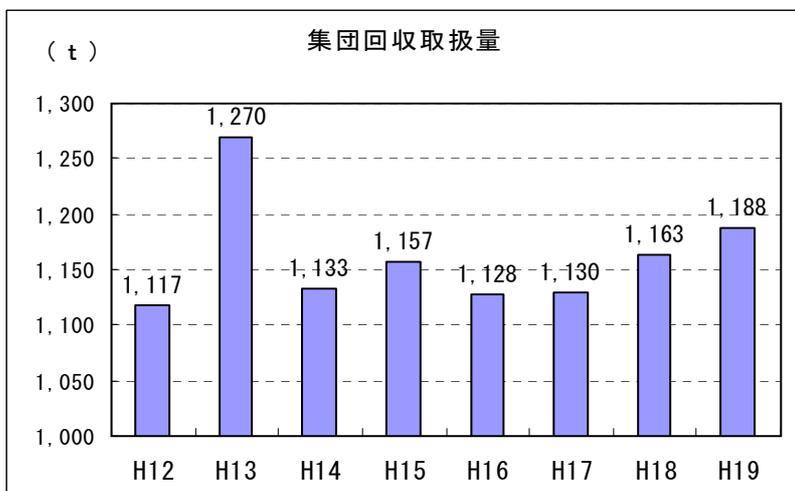
◆ 点検指標で見る環境と取り組みの状況



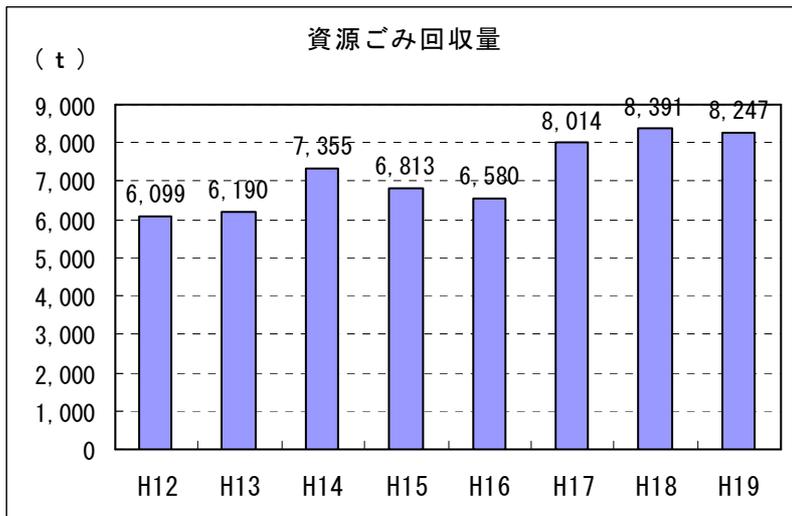
(資料：ごみ対策課より)



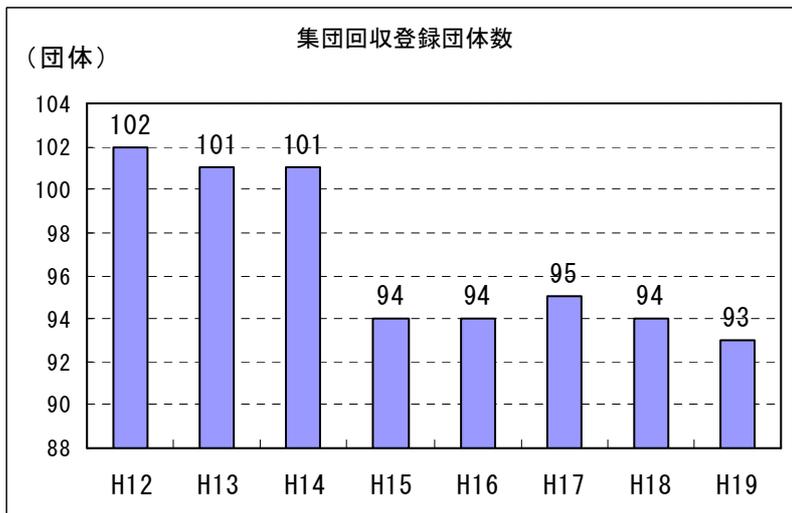
(資料：ごみ対策課より)



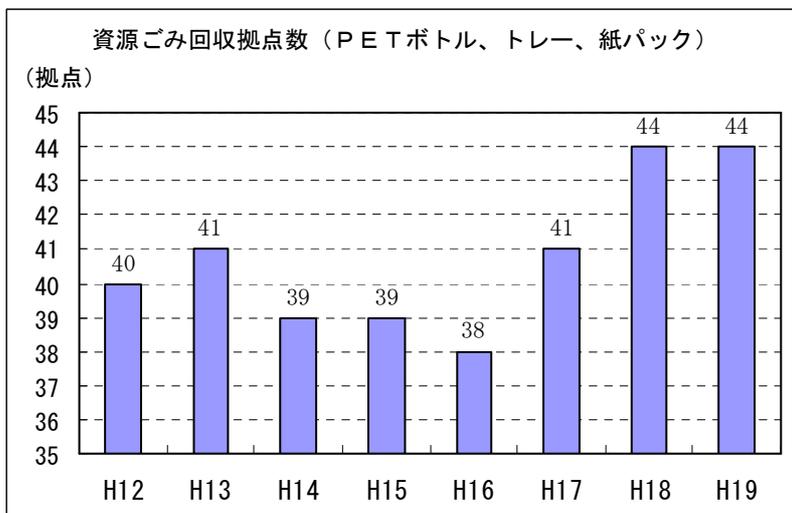
(資料：ごみ対策課より)



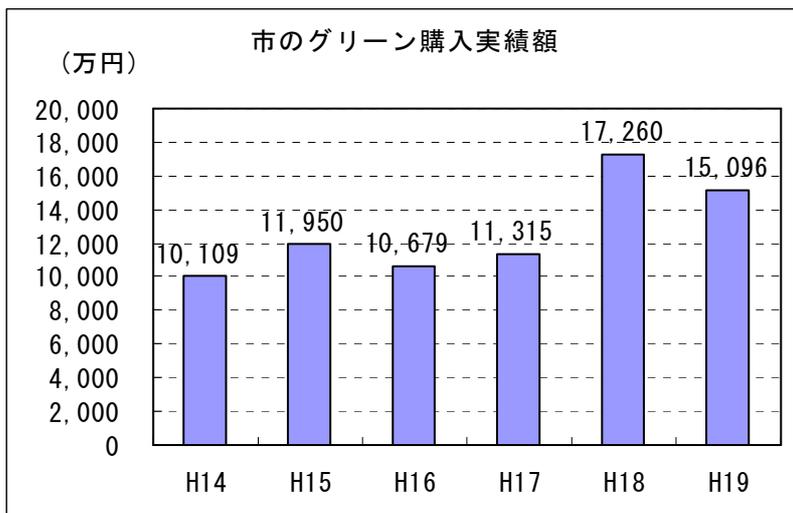
(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)



(資料：環境政策課)

担当	指標名	単位	数値	年度
ごみ対策課	フリーマーケット開催回数	回	2	H12～19
ごみ対策課	リサイクル推進協力店認定店舗数	店	3	H17～19

* 「リサイクル協力店」は平成17年4月からの新規事業。なお同事業の構想は、環境基本計画では、「エコストア制度」との名称で示されています。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
リユースできる製品や取り扱っている販売店に関する情報提供	ごみ対策課	リサイクル推進協力店の市報やホームページによる周知
フリーマーケットやリサイクルショップを取り込んだまちづくりの推進	ごみ対策課	フリーマーケットの実施
リサイクル事業所の運営	ごみ対策課	粗大ごみ等の修理・再生事業を行うリサイクル事業所にリサイクル事業補助金を交付 ☆補助金を交付することにより、リサイクル事業の安定を図ります。
販売業者に対する特定容器等の独自回収、処理の要請	ごみ対策課	市内大規模事業所におけるごみの排出、減量、資源化に関する立入り検査及び指導
集団回収事業の奨励	ごみ対策課	集団回収を行う団体や事業に対して奨励金や交付金などの拠出 ☆集団回収事業の維持促進とごみ減量に対する市民意識の向上を図ります。
市報の発行によるごみ減量及び資源化の啓発	ごみ対策課	ごみ・リサイクル特集号の年4回発行と通常号への記事の掲載
環境学習副読本の発行(くらしの中のごみ減量)等	ごみ対策課	ごみ処理に関する冊子の作成。 ☆平成20年度に発行予定

ごみゼロ化推進会議	ごみ対策課	ごみゼロ化推進会議、ごみゼロ化啓発部会、事業所部会、まち美化部会の3部会で活動を行なっています。
品目ごとの回収、処理ルート の整備、運用状況の把握	ごみ対策課	回収、処理ルートの現状把握、その改善の検討
地域ブランドの創設など、市民が効果を実感できるリサイクルのあり方検討	経済課 農業委員会	家庭で不用となった品物を必要な方に有効活用していただくため、不用品交換やリサイクルバザー等を実施 ☆物を大切にする精神と再利用を促し、省資源化を推進しています。 ☆農業生産物を活用したブランド作りを推進しています。
グリーン購入についての普及啓発	環境政策課 環境係	ホームページに掲載しています。
市の率先したグリーン購入の推進	環境政策課 環境係	小金井市グリーン購入基本方針 庁舎内のグリーン購入の状況を把握

7-3 適正な処理

環境負荷の少ない処理・処分技術の導入や低公害収集車両の導入などにより、収集運搬・中間処理・最終処分の環境負荷をできるだけ減らします。特に、有害物質の適正な処理・処分を徹底します。また、老朽化した現施設に替わる新たな廃棄物処理・処分施設のあり方を検討・実施します。

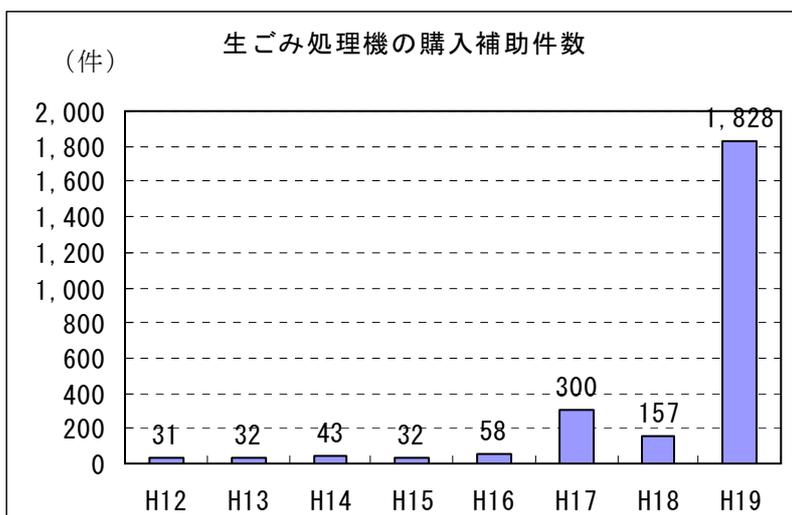
取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
廃棄物処理の環境負荷削減など廃棄物の適正処理の取組	ごみ対策課	燃やさないごみの3分別収集による埋立て量の減量、金属類の資源化など。
資源物処理場の運営	ごみ対策課	空き缶、ペットボトル、古布の選別、圧縮、保管を行っています。
不燃物中間処理場(貫井北町)の運営	ごみ対策課	燃やさないごみ、粗大ごみ、資源残渣の選別、破碎処理を行う。
収集車両による環境負荷の削減	ごみ対策課	ディーゼル車から天然ガス車への転換
有害廃棄物の分別回収ルートの構築	ごみ対策課	有害ごみを分別収集し、適正処理を行う処分場の確保
国・関係機関と連携した適正処理困難廃棄物の処理システムの整備		今後検討します。
処理設備の定期的検査等施設の公害対策の推進	ごみ対策課	平成18年～19年度にかけて臭気対策を目的に、中間処理場の大規模修繕を実施

新ごみ処理施設建設	ごみ対策課	平成29年稼動を目途に処理施設建設スケジュールに沿って計画を進めていきます。
-----------	-------	--

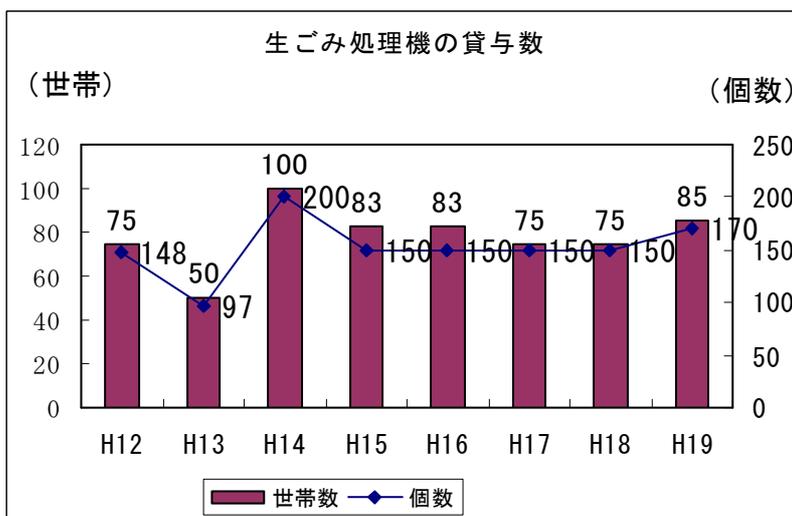
7-4 有機系廃棄物の循環利用

一般廃棄物で大きな重量比を占める生ごみについて、肥料化を進めます。その肥料を地域の農業者が使用し、収穫した農産物が生ごみの排出者に還元される仕組みづくりにも取り組みます。また、剪定枝・落ち葉についても、資源として循環利用する事業に取り組みます。

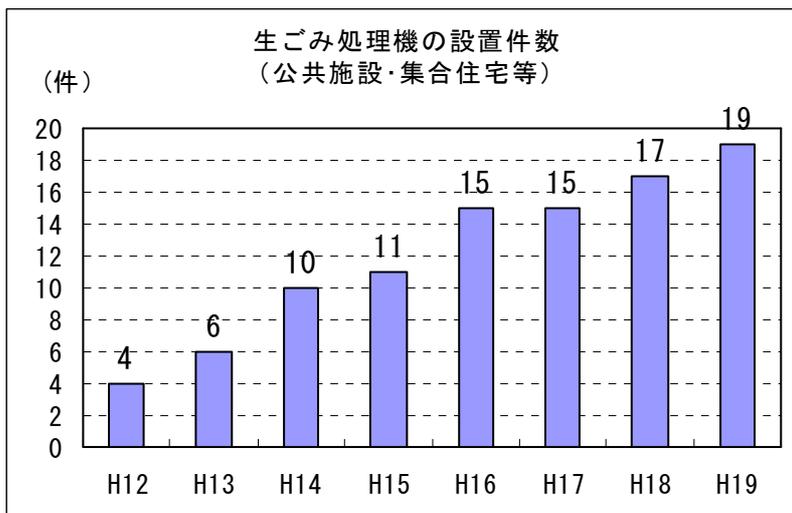
◆点検指標で見る環境と取り組みの状況



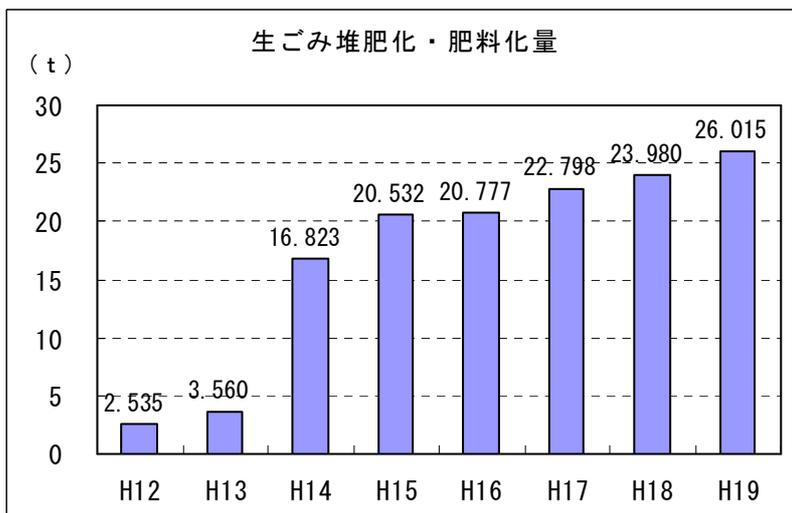
(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)



(資料：ごみ対策課より)



*このほかに「生ごみ堆肥・肥料利用量」という点検指標項目がありますが、現状では堆肥化・肥料化した全量を利用しています。
(資料：ごみ対策課より)

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
学校給食の生ごみ肥料化事業	ごみ対策課	小・中学校の給食残渣の生ごみの肥料化を行っています。
保育園等での生ごみ肥料化事業	保育課	保育園で排出される生ごみの肥料化を行っています。 ☆生ごみから生成された肥料を、土壌改良剤として自然へ還元します。
生ごみ肥料化による生ごみの資源化	ごみ対策課	☆平成20年度から家庭用乾燥形生ごみ処理機で処理された生成物の拠点回収、資源化を実施します。
生ごみ排出者と肥料利用者が結びつく仕組みの整備	ごみ対策課	今後検討します。
生ごみ処理機器購入費補助等	ごみ対策課	生ごみ処理機器購入費補助制度、処理容器の貸し出しなどにより、家庭での生ごみ資源化を推奨 ☆平成19年4月から広域支援による燃やすごみの処理する中でごみの大幅な減量を図るため、補助限度額を増額しました。

学校樹木の剪定・枝葉処分事業	教育委員会 学務課	小・中学校樹木(中・低木)の剪定枝葉堆肥化事業委託 学校職員が剪定枝をチップ化作業を行い、リサイクルを していきます。
公園、街路樹等の剪定・枝葉の利用	環境政策課 緑政係	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努めます。
民有地樹木の剪定・枝葉の回収と利用システムの整備		今後検討します。

◆取り組みの進み具合

生ごみの減量で、堆肥から肥料化を行い、100%有機原料として生産し、市民に配布しています。

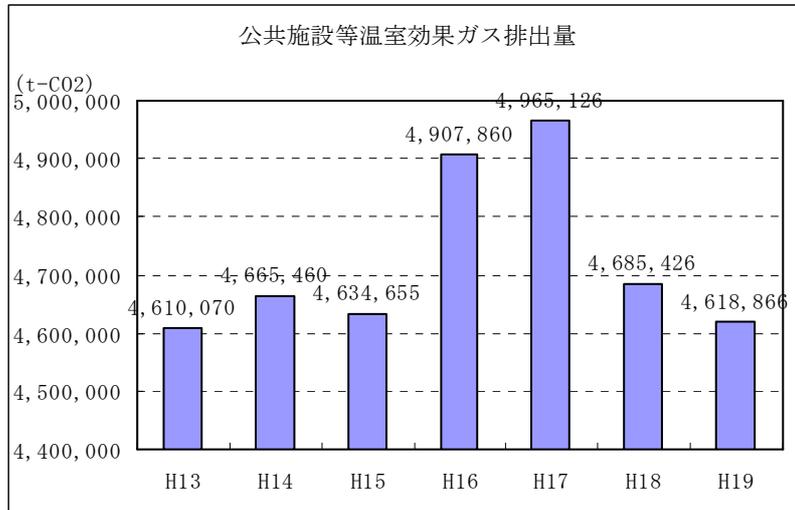
8. 地域から地球環境を保全する

私たちの暮らしは、「衣」「食」「住」どれをとっても、生産から廃棄までが小金井はもとより日本各地、さらに海外の社会や環境と深く結びついています。そのような結びつきを理解し、地域社会の中で地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を行います。中でも、地球温暖化防止が大きな課題です。

8-1 地球温暖化の防止

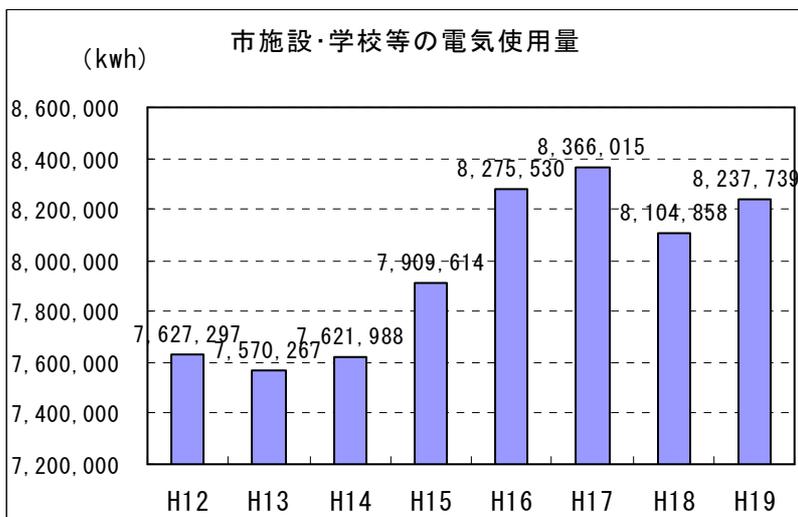
地球温暖化防止のために、日常生活や事業活動における省エネルギーや効率的なエネルギー利用、新エネルギーや自然エネルギーの導入を促進します。また、CoCo バスなど公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車で移動しやすい道づくりなど自動車に依存しないまちづくりを進めます。市や地域全体で温室効果ガス削減を進めるための計画を策定・実施します。

◆ 点検指標で見る環境と取り組みの状況

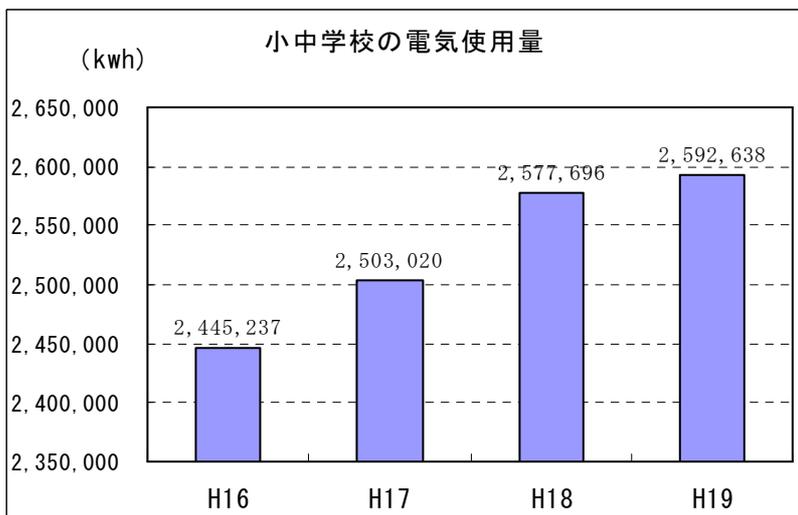


(資料：環境政策課)

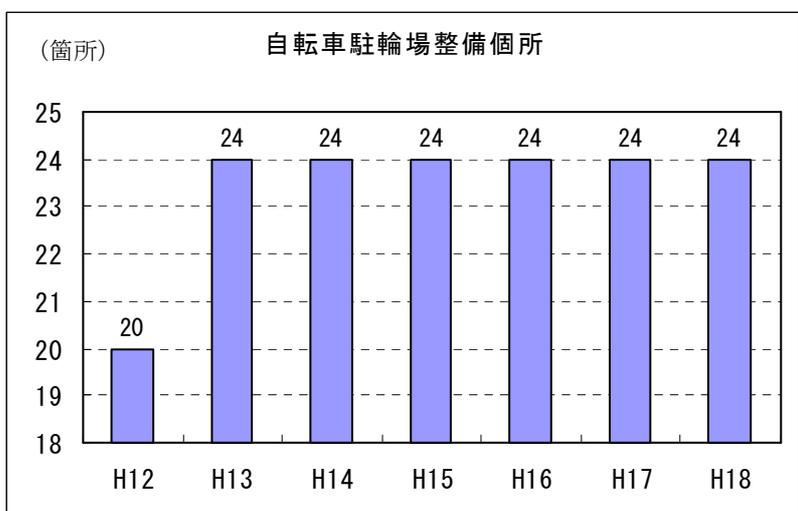
第3章 取り組みの進捗状況



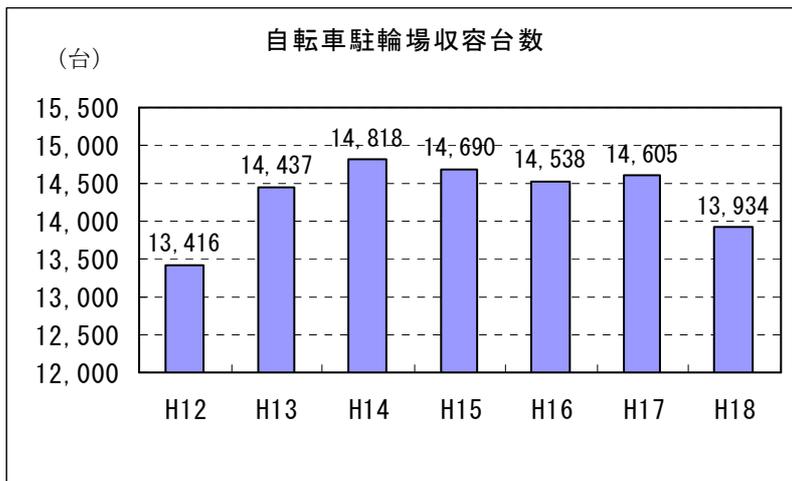
(資料：環境政策課・学務課より)



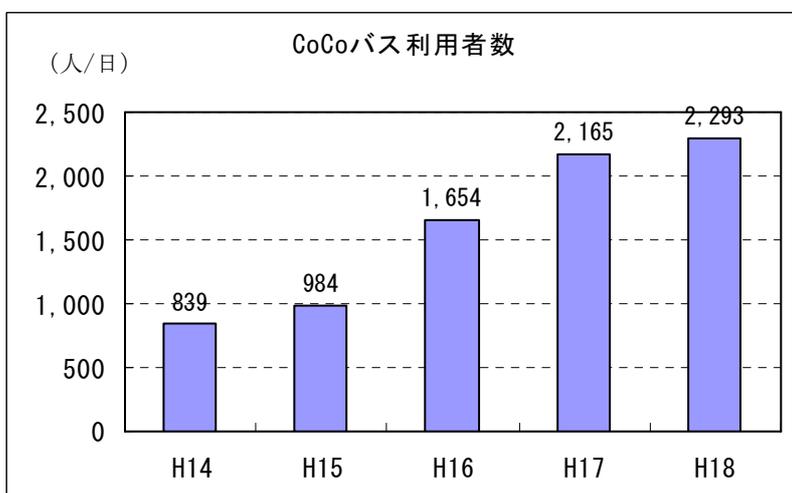
(資料：教育委員会学務課より)



(資料：防災交通課より)



* 出入り口の機械化による減となりました。
(資料：防災交通課より)



* 北東部縦貫を増設したこと、中央線南側3ルートは周知がされてきた、利用者増と考えられます。
(資料：防災交通課より)

◆点検指標で見る環境と取り組みの状況

担当	指標名	単位	数値	年度
環境政策課 環境係	公共施設における新エネルギー発電量(発電量)	kW	0	H12～19
環境政策課 環境係	公共施設における新エネルギー発電量(件数)	件	2	H12～19

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
電気・ガスの節約(※小中学校)指導、啓発	教育委員会 学務課	小・中学校の電気・ガスの節約を行います。
水の節約(※小中学校)再掲	教育委員会 学務課	小・中学校の水の節約をしています。
庁舎内における節水の普及 啓発 再掲	管財課	庁舎内の水道の使用について、むやみに流さず、こまめに止めるよう周知します。

庁舎内における省エネルギーの推進	管財課	冷暖房について室内温度は、夏季は28度・冬季は19度を目途に調整及び照明についても業務に支障のない範囲で消灯する等周知します。
エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発（環境家計簿の普及等）	環境政策課 環境係	環境行動指針を策定しました。 庁内での環境チェックシートを作成し行動をチェックしています。
公共施設への省エネルギー設備の導入	環境政策課 環境係	各施設へ省エネルギーの導入を推進しています。
民間施設への省エネルギー設備の導入		今後検討します。
公共施設への新エネルギー、自然エネルギー利用設備の導入	環境政策課 環境係	栗山公園健康運動センターは太陽光発電によって電力の一部を供給しています。
住宅や事業所に対する新エネルギー、自然エネルギー利用設備の導入助成		平成20年度より「住宅増改築融資あっせん制度」があります。まちづくり推進課
公共交通網の整備と利用促進		今後検討します。
散歩道、自転車道の整備	都市計画課	今後検討します。
自動車の使用自粛の普及啓発	都市計画課	今後検討します。
カーシェアリングの導入検討		今後検討します。
工務店等を対象としたエネルギーに関する研修の実施		今後検討します。
小金井市版エネルギーエージェンシー事業の導入	環境政策課 環境係	今後検討します。

8-2 オゾン層の保護

オゾン層保護のために、現在使用されているフロンの適正な回収・処理を促進するとともに、代替物質への変換を促します。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
特定フロンの適正な処理・処分の促進	環境政策課 環境係	制度改正などについて広報します。
代替フロンへの転換促進		今後検討します。
オゾン層保護に関する啓発	環境政策課 環境係	☆情報の収集に努めます。

8-3 その他の地球環境保全

小金井における生活や事業活動が、小金井から遠く離れた地域で、何らかの地球環境破壊につながっていることも考えられます。広域的・国際的な視点で自らの行動を見直し、対策を実行する仕組みをつくります。熱帯林保護のため、公共施設における熱帯材使用の抑制や、地元産木材の使用を進めます。国際交流を進めている地元大学と連携して自分たちの活動について情報発信したり、小金井を訪問・滞在する外国人と環境問題を通して交流するなど、環境問題を通じた国際交流に積極的に参加します。

取り組みの方向	担当課	取り組みの概要・成果や今後
熱帯材使用自粛(型枠材)	環境政策課 環境係	多摩産木材の利用に務めています。 ☆ 情報の収集に努めます。
持続可能な森林経営の認証製品の使用促進	環境政策課 環境係	☆情報の収集に努めます。
市民や事業者が行動を見直すための情報提供	環境政策課 環境係	☆ 情報の収集に努めます。 環境行動指針を策定しています。
国際交流を進めている地元大学と連携した情報交流の推進	環境政策課 環境係	環境博覧会を市内大学で開催しました。
市内在住の留学生等外国人との情報交流の推進	公民館	生活日本語教室(緑分館)で実施(ごみ減量等)。

◆取り組みの進み具合

平成18年度に小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)を作成しています。

また、市民、事業者のとるべき行動を示した小金井市環境行動指針を作成しています。

第4章 市役所としての取り組み

市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. グリーン購入

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

市でも、平成13年4月に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努力してきました。庁内では、平成14年度より実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を市議会に公表しています。

今後、一層グリーン購入を推進し可能なかぎり環境に配慮した製品の購入を推進していきます。(市のグリーン購入実績は点検指標項目となっており、この環境報告書でも経年的な実績を報告しています)。

2. 小金井市施設ごみ半減運動

市では、小金井市施設から排出されるごみを半減することを目的に、平成15年9月から、市施設ごみ半減運動を実施しています。

市役所に勤務する職員等に、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみの半減運動に取り組んでいます。

取り組みは、各施設(各課)にごみ減量委員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの減量に努めています。

また、各施設(各課)において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書兼計画書の提出も行っています。更なるごみ減量に取り組んでいきます。

(重点的取り組み、ごみを減量する項目)

3. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するための市民、事業者、市がそれぞれのとるべき環境行動を示したものです。

市も、事業所の一つとして環境行動に取り組んでいます。

また、市役所独自の行動チェックシートを各課ごとに作成し、具体的に環境配慮の行動に取り組んでいます。

4. 地球温暖化対策実行計画（市役所版）

市では、地球温暖化対策実行計画（市役所版）を平成19年3月に策定しました。

この計画は京都議定書が採択され、また、その目標を達成するための地球温暖化対策の推進に関する法律において都道府県および市町村が二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出削減に向けて定めるべき実行計画として策定をしたものです。

市では、この計画に基づき市の行うすべての事務及び事業を対象に温室効果ガス排出削減を進めていきます。

5. エネルギー

省エネルギー対策として次の取り組みを行っています。

- ① 省エネルギー型電化製品への交換（エアコン、蛍光灯等）
- ② 庁舎内温度設定対策。暖房温度19度、冷房温度28度
- ③ 昼休み時間等の消灯
- ④ 庁用車への低公害車の導入
- ⑤ 職員等の食事残渣の堆肥化
- ⑥ グリーン購入の推進

第 5 章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境市民会議」「環境審議会」「環境基本計画推進本部」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

小金井市環境市民会議は、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うことや市長に対し意見を述べることを主な機能としています。

環境審議会は、環境基本計画の点検評価結果について市から報告を受け、これについての評価を行った上で、市長に対して提言等を行います。（平成 19 年度開催数 4 回）

環境基本計画推進本部は、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐことを機能としています。

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」としています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどり公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っているほか、環境市民会議の活動を支援しています。

4. 点検指標による計画の進行管理

環境基本計画では、計画の進捗状況を点検・評価するために、計画第 3 章の「取り組みの方向」及び第 4 章「重点的取り組み」に沿って、点検指標及び定量目標を定めています。

点検指標の基本的な考え方として、必要に応じて指標項目や目標を柔軟に改善していくとしており、個別の指標に基づく点検に加えて、測定できている指標数、目標値を定めている指標数についても測定し、それぞれの数の変化を評価対象としています。

※点検指標は小金井市環境基本計画に添付しています。

野川の水質

野川の水質調査を小金井市最下流の柳橋で、6月と12月の年2回調査を行なっています。

(1) 生活環境項目

調査項目	単位	環境基準値	H19.6.7	H19.11.15
PH(水素イオン濃度)	—	6.0以上8.5以下	8.5	7.3
DO(溶存酸素)	mg/l	2mg/l以上	15.0	9.8
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/l	8mg/l以下	0.9	0.9
COD(化学的酸素要求量)	mg/l		3.3	3.0
SS(浮遊物質)	mg/l	100mg/l以下	1	16
大腸菌群数	MPN/100ml	—	5.4×10^4	1.3×10^4
T-N(全窒素)	mg/l	—	0.74	7.3
T-P(全りん)	mg/l	—	0.026	0.071

(1) 健康項目

調査項目	単位	環境基準値(D類型)	H19.6.7	H19.11.15
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	10mg/l以下	0.22	6.9

窒素酸化物(二酸化窒素)経年変化【住宅地域】

単位:ppm

番号	調査地点	単位:ppm					
		H14	H15	H16	H17	H18	H19
住-1	総合体育館	0.220	0.018	0.022	0.020	0.013	0.018
住-2	桜町2-7	0.024	0.020	0.025	0.022	0.014	0.021
住-3	桜町1-9	0.025	0.020	0.026	0.022	0.015	0.021
住-4	浴恩館	0.022	0.019	0.024	0.019	0.014	0.020
住-5	貫井北町5-30	0.022	0.020	0.025	0.028	0.013	0.024
住-6	本町3-1	0.024	0.019	0.024	欠測	0.015	0.022
住-7	市立緑小学校	0.023	0.019	0.024	0.020	0.014	0.019
住-8	梶野町4-19	0.024	0.019	0.026	0.023	0.013	0.020
住-9	梶野会館	0.023	0.019	0.025	0.021	0.013	0.020
住-10	貫井北町5-8	0.025	0.023	0.025	0.025	0.013	0.020
住-11	市立本町小学校	0.024	0.020	0.025	0.023	0.014	0.020
住-12	緑町5-19	0.027	0.022	0.029	0.027	0.016	0.027
住-13	緑町1-5	0.025	0.020	0.025	0.022	0.014	0.021
住-14	梶野町1-4	0.023	0.018	0.025	0.021	0.013	0.020
住-15	貫井南町3-8	0.021	0.021	0.025	0.017	0.014	0.021
住-16	小金井庁舎	0.028	0.022	0.030	0.028	0.015	0.025
住-17	中町3-22	0.024	0.018	0.027	0.024	0.014	0.020
住-18	中町2-16	0.025	0.018	0.024	0.025	0.013	0.020
住-19	市立東小学校	0.025	0.019	0.026	0.022	0.014	0.021
住-20	東町2-23	0.025	0.020	0.027	0.023	0.015	0.021
住-21	貫井南町5-14	0.026	0.019	0.026	0.026	0.013	0.021
住-22	貫井南センター	0.025	0.019	0.024	0.024	0.014	0.021
住-23	市立前原小学校	0.025	0.020	0.022	0.024	0.016	0.021
住-24	中町1-10	0.025	0.021	0.024	0.029	0.014	0.020
住-25	貫井南町5-4	0.025	0.019	0.026	欠測	0.014	0.021
住-26	市立南小学校	0.024	0.019	0.024	0.023	0.014	0.020
住-27	都立武蔵野公園	0.021	0.019	0.021	0.021	0.013	0.018
住-28	東町1-11	0.024	0.019	0.023	0.022	0.015	0.020
住-29	東町1-22	0.023	0.020	0.025	0.022	0.013	0.020
住-30	前原町4-4	0.025	0.021	0.023	0.026	0.014	0.020
住-31	本町5-23	0.025	0.024	0.025	0.023	0.013	欠測
住宅地域平均値		0.024	0.020	0.025	0.023	0.014	0.021

注1)測定結果の不検出とは測定下限値(0.002ppm)未満を表す。

注2)二酸化窒素の環境基準:日平均値が0.06ppm以下であること。

窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物とは通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせたものを指し、これらは、大気中に、存在する窒素と酸素が燃やされることにより生成される。

窒素と酸素(空気)が燃焼することで一酸化窒素が生成され、大気中に酸化される事により経時的に二酸化窒素が生成されていく。

この二酸化窒素は健康に被害を与えることから環境基準が設けられている。

窒素酸化物(二酸化窒素)経年変化【交差点・沿道地域】

単位: ppm

番号	調査地点						
		H14	H15	H16	H17	H18	H19
道-1	茜屋橋南交差点	0.034	0.029	0.034	0.033	0.022	0.031
道-2	小金井橋交差点	0.038	欠測	0.038	0.032	0.025	0.035
道-3	関野橋交差点	0.020	0.025	0.030	0.026	0.018	0.028
道-4	学芸大角交差点	0.033	0.034	0.035	0.037	0.029	0.034
道-5	稲穂神社前交差点	0.024	0.023	0.033	0.027	0.017	欠測
道-6	本町二丁目交差点	0.030	0.030	0.033	0.034	0.022	0.028
道-7	貫井北町5-26	0.030	0.030	0.029	0.027	0.015	0.025
道-8	貫井北町4-1	0.034	0.034	0.035	0.034	0.026	0.027
道-9	欠番						
道-10	小金井三小交差点	0.033	0.025	0.030	0.026	0.019	0.026
道-11	貫井トンネル南交差点	0.045	0.029	0.036	0.036	0.029	0.032
道-12	前原坂上交差点	0.040	0.032	0.038	欠測	0.023	0.032
道-13	中町2-22	欠測	0.022	0.027	0.024	0.016	0.022
道-14	前原坂下交差点	0.032	0.028	0.031	0.033	0.190	0.027
道-15	中町1-14	0.027	0.025	0.029	0.026	0.018	0.023
道-16	東町四丁目西交差点	0.030	0.024	0.034	0.031	0.017	0.023
道-17	東町1-44	0.027	0.025	0.029	0.026	0.018	0.023
道-18	南中西交差点	0.029	0.034	0.037	欠測	0.029	0.033
道-19	前原派出所前交差点	0.035	0.029	0.032	0.034	0.020	0.028
道-20	前原一丁目交差点	0.029	0.031	0.034	0.039	0.024	0.027
道-21	武蔵小金井駅北口交番		0.028				
道-22	本町5-10		0.021				
交差点・沿道地域平均値		0.032	0.028	0.033	0.031	0.033	0.028

注1) 測定結果の不検出とは測定下限値(0.002ppm)未満を表す。

注2) 二酸化窒素の環境基準: 日平均値が0.06ppm以下であること。

チェックシート(市民用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている…○ あまりできていない…△ まったくできていない…× 該当しない…▼		日	日	日
家のなかやその周りで	1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる			
	2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	3 こまめに水道の蛇口をしめる			
	4 風呂の水を再使用する			
	5 洗剤は極力石けんをしようするとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように務める			
	6 生ごみの水切りを励行する			
	7 unnecessary電源のつけっぱなしはやめる			
	8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
出かけるときに	9 自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する			
	10 アイドリングストップに取り組む			
	11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる			
買うモノのときに	12 使い捨て製品は買い控える			
	13 物品の購入時には、マイバックを持参する			
	14 省エネ製品を選択する			
捨てるモノのときに	15 可能な物ものは修理して使う			
	16 分別を徹底する			
	17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る			
する域とで動きに動	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている…○ あまりできていない…△ まったくできていない…× 該当しない…▼		日	日	日
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの証明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

平成 19 年度での環境講座、環境博覧会で市民の方に、環境行動チェックシートを行ってもらいました。その結果です。

環境行動チェックシート

実践度 よくできている・〇 あまりできていない・△ まったくできていない・× 該当しない・▼

チェックシート(市民用)		環境講座				環境博覧会				
		〇	△	×	▼	〇	△	×	▼	
家のなかやその周りで	1	庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる	25	0	2	0	14	4	1	1
	2	雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく	9	2	16	0	1	2	16	1
	3	こまめに水道の蛇口をしめる	22	4	1	0	17	2	1	0
	4	風呂の水を再使用する	11	3	13	0	12	2	6	0
	5	洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように務める	15	3	8	1	5	7	7	1
	6	生ごみの水切りを励行する	21	3	1	2	14	4	2	0
	7	不必要な電源のつけっぱなしはやめる	15	12	0	0	15	5	0	0
	8	冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする	19	7	0	1	17	1	1	1
出かけるに	9	自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する	22	4	0	1	14	6	0	0
	10	アイドリングストップに取り組む	14	5	1	7	5	5	6	4
	11	たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行禁煙をやめる	23	2	0	2	15	2	1	2
モノを買い	12	使い捨て製品は買い控える	13	11	2	1	11	6	3	0
	13	物品の購入時には、マイバックを持参する	19	6	2	0	12	5	3	0
	14	省エネ製品を選択する	17	6	3	1	9	9	1	1
てモノをき捨	15	可能なものは修理して使う	18	7	2	0	14	5	0	1
	16	分別を徹底する	25	2	0	0	18	1	1	0
	17	コンポスト化(堆肥化)などの生ごみの有効利用を図る	10	7	10	0	5	3	12	0
地る域とき活に動	18	水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する	7	7	13	0	2	5	13	0
	19	地域清掃・ボランティア活動に参加する	13	5	9	0	4	9	7	0
	20	環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する	20	4	3	0	12	5	3	0

小金井市環境報告書 平成19年度版

発行：平成20年12月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。